

Title	春秋經傳集解譯稿(五) : 荘公十一年~三十二年
Author(s)	岩本, 憲司
Citation	中国研究集刊. 1998, 22, p. 56-128
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/61176
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

春秋經傳集解譯稿(五)

莊公十一年~三十二年

岩 (跡見學園女子大學) 本 憲

司

十有一年春王正月 〔莊公十一年〕

傳はない。

夏五月戊寅公敗宋師于鄑

った場合には、『敗某師』という」(下の傳文)とある。 「鄑」は、魯地である。傳例に「敵が陣を整えていなか

秋宋大水

公が使者をやって見舞わせたから、 書いたのである。

・下の傳文に「公使弔焉」とある

冬王姬歸于齊

魯が婚禮の主人役をしたのに、齊侯が(魯に)迎えにき たことを(經に)書いていないのは、公にあわなかった

からである。

下の傳文に「冬齊侯來逆共姬」とある。なお、元年「夏 單伯送王嫗」の注に「天子嫁女於諸侯 不親昬」とあるのを參照。また、同年「王姬歸于齊_ 使同姓諸侯主之

の注に「不書逆 公不與接」とあるのを参照

十一年夏宋爲乘丘之役 之 敗諸鄑 凡師 敵未陳曰敗某師 故侵我 公禦之 宋師未陳而薄

・權謀を設けて敵に勝った場合まで含めて言っているので

の場合も)陣が整っておらず、一方だけが敗れた、とい を設けて敵に勝った場合〕とであり、だから、(いづれ 陣を整えていても用いることが出來なかった場合(權謀 ある。(つまり)雙方が陣を整えられなかった場合と、

十年「春王正月公敗齊師于長勺」の注に「齊人雖成列

う表現をとっているのである。

年」とあるのを参照 魯以權譎稽之 列成而不得用 故以未陳爲文 例在十

なお、 戊辰叔弓敗諸蚡泉 辰叔弓帥師敗莒師于蚡泉」の傳に「莒人來討 故重發例」とあるのを參照 嫌君臣有異也」とある。これについては、昭公五年「戊 疏に引く『釋例』に「魯敗宋莒 再發未陳之例者 莒未陳也」とあり、 注に「嫌君臣異 不設備

皆陳日戰

堅固に備えをなし、それぞれ、 敗が氣力で決まる場合である 適當な陣地を確保し、

先陳 疏に引く『釋例』に「令狐之役 晉交綏 晉諱背其前意而夜薄秦師 林父乃敗 長岸之戰 莫肯以告 故書戦又書敗也」とある 吳楚兩敗 故皆書戰而不書敗也 交綏並退 以戰告也 晉人潛師夜起 邲之戰 軍士未憖 河曲之戰 而書戦

大崩曰敗績

岸がこわれ山がくずれるように軍勢がたわみ敗れた 敗した〕場合である。 績」というのである。 その功績をうしなったから、 敗 天

注の「師徒橈敗」は、 の注に「橈 「若沮岸崩山」については、隱公三年の穀梁傳文に 曲也」とあるのを参照 成公二年の傳文である。 なお、 そ

> 「高曰崩 注 梁山崩) 厚曰崩 往 沙鹿崩)」とある

のを参照

穀梁傳文に「績 のを参照。また、『國語』晉語八「國無敗績」の韋注に 注の「喪其功績 「 績· 功· 也· 故曰敗績」については、 事也 日其事敗也」とある 宣公十二年の

得儁曰克

功也」とあるのを参照

大叔段のたぐいをいう。(つまり)才智が人民を歸服さ 績したとは言わず、ただ克った相手の名を書くのである。 ような場合であり、このような相手に克てば、相手が敗 どい)兵難があって、 内では實力を發揮し、君どうし(二國間)のような(ひ 分であり、國外にまで脅威を與えるわけではないが、 せるのに充分であり、威權が自分の地位を固めるのに充 實は君どうしではない、といった

所謂得儁曰克也」とあるのを參照。 故曰克」とあるのを参照 疏に「釋例與此盡同」とある。 また、 その傅に「如

討臣

隱公元年に「夏五月鄭伯克段于鄢」とあり、注に「以君

而用二君之例者 言段强大儁傑 據大都以耦國

覆而敗之曰取某師

に、一軍がそっくりとりこにされた(一網打盡にされた) 「覆」とは、 威嚴も力量もかね備わり、 網でおおうよう

のである。場合をいうのであり、だから、「取」という表現にする

に、同文がみえる。・哀公九年「宋皇瑗帥師取鄭師于雍丘」の疏に引く『釋例』

取」とある。 取」とある。 取」とある。 の人不知 敗之易 故曰なお、異説として、疏に「服虔云 覆 隱也 設伏而敗なお、異説として、疏に「服虔云 覆 隱也 設伏而敗

京師敗曰王師敗績于某

正者は天下に匹敵する者がなく、天下は(何人も)王者王者は天下に匹敵する者がなく、天下は(何人も)王者王者は天下に匹敵する者がなく、天下は(何人も)王者正す。敗れた場合は、(現實には)そのような事があっため、それが經に書かれているから、(傳は)それについて義をのべざるを得ないのであり、(その義とは、ついて義をのべざるを得ないのであり、(その義とは、ついて義をのべざるを得ないのであり、(存のような事があった。

とあるのも参照。
王者至尊 天下莫之得校 故以自敗爲文」とあるのを
正者至尊 天下莫之得校 故以自敗爲文」とあるのを
成公元年に「秋王師敗績于茅戎」とあり、注に「不言戦

秋宋大水 公使弔焉

曰 天作淫雨 害於粢盛 若之何

不再

(「不弔」とは) 天にあわれまれなかった、ということ

成公七年の傳文に「中國不振旅 傳輯釋』に「不弔之弔 即使弔之弔 劉文淇『春秋左氏傳舊注疏證』に「此使者述魯來弔意也 参照(『詩』は、〈節南山〉である)。なお、異説として、 とあり、注に「言不爲昊天所恤 恤」とあり、つづく傳文に「詩曰 不弔昊天 礟靡有定」 傳文に「君子以吳爲不弔」とあり、注に「不用天道相弔 號天告亂」とあり、つづく傳文に「有上不中 乎」とあり、注に「詩小雅 刺在上者不能弔愍下民 杜注 不爲天所愍弔 非」とあり、また、安井衡『左 無弔者也夫 詩曰 不弔昊天 亂靡有定 吾亡無日矣」とあるのを參照。また、襄公十三年の 蠻夷入伐 則致罪也」とあるのを 謂問其災(中略) 而莫之或恤 其誰不受

解〉に「賈逵曰 問凶曰弔」とある。
なお、『史記』宋世家「宋水 魯使臧文仲往弔水」の〈集齊 聞君不撫社稷而越在他竟 若之何不弔」とある。
襄公十四年の傳文にも「公使厚成叔弔于衞 曰 寡君使

(「拜命之辱」とは)暖かいお言葉を頂戴したことに御對曰 孤實不敬 天降之災 又以爲君憂 拜命之辱

禮申し上げる、ということである。

臧文仲曰 宋其興平

「臧文仲」は、魯の大夫である

二十八年「臧孫辰告糴于齊」の注に 「臧孫辰 魯大夫臧

である。

る。「其庶〔近い〕」とは、興起するに近い、ということている〕」とは、(上の)「孤と稱する」ということであ

責する」ということである。「名禮(名稱が禮にかなっ

禹湯罪己 文仲」とあるのを参照 其興也悖焉

「悖」は、盛んなさまである。

とあるのを参照 『孟子』梁惠王上「苗浡然興之矣」の趙注に「浡然已盛」

且列國有凶 稱孤 禮也

「忽」は、速やかなさまである。

• 桀紂罪人 其亡也忽焉

と稱するのである。 「列國」は、諸侯である。凶事がなければ、 常に「寡人」

注の前半については、『禮記』曲禮下「列國之大夫 を参照 天子之國 日某士」の注に「亦謂諸侯之卿也」とあるの 入

注の後半については、『禮記』曲禮下に「諸侯見天子 在凶服 曰臣某侯某 日適子孤」とあるのを参照 其與民言 自稱曰寡人(注 於臣亦然)其

言懼而名禮 其庶平

「言懼〔言葉が愼しみ深い〕」とは、(上の)「自分を罪

襄公二十六年の傳文「晉其庶乎」の注に「庶幾於治」と の集解に「囘庶幾聖道」とあり、『孟子』梁惠王下「齊 盛」とあるのを参照。なお、『論語』先進「囘也其庶平」 國其庶幾乎」の趙注に「齊國其庶幾治乎」とあるのも參 あり、昭公十六年の傳文「鄭其庶乎」の注に「庶幾於興.

・既而聞之 照 日 公子御說之辭也

・宋の莊公の子である。

臧孫達曰 是宜爲君 有恤民之心

惠棟『春秋左傳補註』に「世本 孝公生僖伯彄 伯達 應後錄哀伯之語 達生伯氏瓶 瓶生文仲辰 達當爲辰字之誤也 此傳先載文仲之言 桓二年傳

冬齊侯來逆共姬

後云臧孫達

與此一例」とある。

先稱臧 不

齊の桓公である。

乘丘之役

- 十年にある
- る 十年に「夏六月齊師宋師次于郎 公敗宋師于乘丘」 とあ
- 公以金僕姑射南宮長萬
- 夫である 「金僕姑」は、 矢の名である。「南宮長萬」は、 宋の大
- 『史記』宋世家「魯生虜宋南宮萬」の 南宮 氏 萬 名 宋卿」とある。 〈集解〉に「賈逵
- に)書いていないのは、(萬は)この時まだ卿になって いなかった、からである。 「搏」は、取(とらえる)である。萬を獲たことを(經
- 注の「時未爲卿」については、十二年「秋八月甲午宋萬 於宋」とあるのも參照 あるのを参照。なお、十二年の公羊傳文に「歸反爲大夫 弑其君捷及其大夫仇牧」の注に「萬及仇牧 皆宋卿」と
- 宋人請之 宋公靳之
- たわむれに人をはづかしめる(からかう)のを「靳」と いう。魯は萬がかえるのを許したのである
- 注の前半については、『禮記』儒行「今衆人之命儒也妄 無有常人 遭人名爲儒 以儒相詬病」の注に「妄之言 無也 而以儒靳故相戲 此哀公輕儒之 言今世名儒

所由也 之」とあるのを参照。また、『史記』宋世家に「宋人請 して、疏に「服虔云 恥而惡之曰靳」とある。 注の後半については、 詬病猶恥辱也」とあるのを參照。 十二年の公羊傳文に「數月然後歸 なお、

萬歸宋」とあるのを參照

曰 始吾敬子 今子魯囚也 吾弗敬子矣 病之

萬は、冗談とは思わず〔眞に受け〕、氣に病んだのであ

十二年に「秋八月甲午宋萬弑其君捷及其大夫仇牧」とあ る。宋の萬が君を弑したことのために傳したのである。

十有二年春王三月紀叔姬歸于酅

[莊公十二年]

- て嫁いだという表現をとり〔「歸」といい〕、賢としたの 傳はない。紀侯が國を去って死んだため、叔姬は、

 (一 歸省したわけでもなく、離緣されてもどったわけでもな である。(魯に)かえってきたことを書いていないのは、 人としての道を全うしたから、「紀」に繋げて、はじめ 着けた後、そこにかえったのであり、節義を守って、婦 度)魯にかえり、紀季が(附庸となって)齊に身を落ち かった、からである
- 注の「紀侯去國而死」については、四年に「紀侯大去其

國」とある

入于齊」とある 注の「紀季自定於齊」については、三年に「秋紀季以酅

注の「以初嫁爲文」については、隱公二年の公羊傳文に 「婦人謂嫁曰歸」とあるのを參照

注の「來歸不書

非寧

且非大歸」については、

二十七

のを参照。また、同年の公羊傳文に「直來日來 年の傳文に「凡諸侯之女 來歸」とあるのを參照 歸寧曰來 出曰來歸 大歸日 とある

疏に「釋例與此盡同」とある。

夏四月

秋八月甲午宋萬弑其君捷及其大夫仇牧

かった、からである。 警戒を怠って賊に出遇い、褒めるにあたいする善事がな もみな、宋の卿である。「仇牧」と名を稱しているのは、 が)亂れたからである。「萬」及び「仇牧」は、いづれ 「捷」は、閔公である。「葬」を書いていないのは、(國

文公八年に「宋人殺其大夫司馬 貴之」とあるのを參照。また、その傳に「司馬握節以死 注に「司馬死不舎節 司城奉身而退 宋司城來奔」とあり、 故皆書官而不名

> も参照 く『釋例』に「仇牧不警而遇賊 亦書以官

> 皆貴之也」とあるのを参照。 「春王正月戊申宋督弑其君與夷及其大夫孔父」の疏に引 故書以官 司城蕩意諸來奔 效節於府人而出 又死無忠事」とあるの なお、桓公二年 (中略)

傳稱南宮長萬 なお、疏に引く『釋例』に「宋萬 自莊公以上 諸弑君者 亦足明時史之異同 則爲已氏南宮 不得爲未賜族也 非仲尼所皆貶也」とある。 皆不書氏 閔公以下 賈氏以爲未賜族 推尋經

冬十月宋萬出奔陳

氏 文

「奔」の例は、宣公十年にある。

宣公十年の傳文に「凡諸侯之大夫違 之使者則告 告於諸侯曰 某氏之守臣某 失守宗廟 不然則否」とある。 往 敢告 違 奔放也) 所有玉帛

十二年秋宋萬弑閔公于蒙澤

「蒙澤」は、宋地である。梁國に蒙縣がある。

とあるのを参照 『史記』宋世家の 〈集解〉に「賈逵曰 蒙澤 宋澤名也」

宋之蒙澤 楚之乾谿 なお、疏に引く『釋例』に「先儒旁采二傳 俱在 國內 閔公之弑 則以不書蒙 横生異例

以爲義例 則丘明亦無異文也」とある。 澤國內爲義 楚弑靈王 復以地乾谿爲失所 明仲尼本不

手でうち殺したのであ遇仇牧于門 批而殺之

・手でうち殺したのである。

督を殺したことを(經に)書いていないのは、遇大宰督于東宮之西 又殺之

してこなかったからである。

「子游」は、宋の公子である。

子」とある。 『史記』宋世家に「乃更立公子游爲君」とあるのを參照。

• 羣公子奔蕭 公子御說奔亳

は、宋の邑である。蒙縣の西北部に亳城がある。「蕭」は、宋の邑である。蒙縣の西北部に亳城がある。「

・『史記』宋世家の〈集解〉に「服虔曰 蕭 亳 宋邑也」

南宮牛猛獲帥師圍亳

• 「牛」は、長萬の子である。「猛獲」は、その仲間であ

なお、注の最後の「一」は、挍勘記に從って、衍文とみ・『史記』宋世家には「萬弟南宮牛將兵圍亳」とある。

略)駕乘車

不駕兵車也」とあるのを参照

たす

冬十月蕭叔大心

「叔」は、蕭の大夫の名である。

二十三年「蕭叔朝公」の注に「叔 名」とあるのを参照「赤」に「青のフラの名でする。

及戴武宣穆莊之族

宋が赴告

・宋の五公の子孫である。

『史記』宋世家に「冬蕭及宋之諸公子共擊殺南宮牛」と

・以曹師伐之 殺南宮牛于師

殺子游于宋

立桓公

・「桓公」は、御説である。

・『史記』宋世家に「弑宋新君游而立湣公弟禦説・

猛獲奔衞 南宮萬奔陳 以乘車輦其母 一日而至

二百六十里も離れていたから、(「一日而至」とは)萬がる。人を車にのせてひくのを「輦」という。宋と陳とは「乘車」とは、兵車でないもの(普通の乘用の車)であ

『史記』衞世家「召護駕乘車」の〈集解〉に「服虔曰(中皆乘乘車」の注に「乘車(安車」とあるのを參照。また、注の「乘車非兵車」については、襄公二十四年の傳文「己大力であったことを言っているのである。

(62)

是爲桓

[莊公十三年]

十有三年春齊侯宋人陳人蔡人邾人會于北杏

臣秦堇父輦重如役」の注に「步挽重車以從師」とあるの 注の「駕人曰輦」については、襄公十年の傅文「孟氏之

を参照

可執 婦人飲之醇酒」の〈集解〉に「服虔曰 注の「萬之多力」については、『史記』宋世家「陳人使 故先使婦人誘而飲之酒 醉而縛之」とあるのを參 宋萬多力 勇不

宋人請猛獲于衞 照。なお、公羊傳文に「仇牧可謂不畏彊禦矣」とあり、 何注に「禦 禁也 言力彊不可禁也」とあるのも參照 衞人欲勿與 石祁子曰 不可

天下之惡一也 惡於宋而保於我 與惡而弃好 非謀也 保之何補

「石祁子」は、衞の大夫である

宋と衞とは、もともと友好國であった。

以犀革裹之 比及宋 手足皆見 宋人皆醢之 衛人歸之 亦請南宮萬于陳以賂 陳人使婦人飲之酒 「醢」は、肉醬(鹽漬け肉)である。猛獲もいっしょに 而

醢にしたから、「皆」と言っているのである。

るのを参照。なお、『説文』にも「醢 『史記』宋世家の〈集解〉に「服虔曰 醢 肉醬」とあ 肉醬也」とある。

夏六月齊人滅涿

「北杏」は、

齊地である。

「遂」國は、 濟北の蛇丘縣の東北部にあった。

秋七月

冬公會齊侯盟于柯

・この「柯」は、今の濟北の東阿で、齊の阿邑である。「祝 柯」〔襄公十九年〕が、今、祝阿である、のと同じであ

る。

得一夫而失

十三年春會于北杏 以平宋亂

宋に君を弑するという亂がおこったから、 齊の桓公は

覇業をおこなおうとしたのである。

遂人不至

夏齊人滅遂而戍之

「戍」は、守である。

八年の傳文「齊侯使連稱管至父戍葵丘」 の注に、

同文が

みえる。なお、そこの・を参照

63 ()

- · 冬盟于柯 始及齊平也
- ・始めて齊の桓公とよしみを通じたのである。

宋人背北杏之會

〔莊公十四年〕

- 十有四年春齊人陳人曹人伐宋
- 北杏の會に背いたからである。
- 十三年の傳文に「宋人背北杏之會」とある。

夏單伯會伐宋

- っているのである。「單伯」は、周の大夫である。宋を伐った後で單伯がやって來たから、「會伐宋」と言
- 伯 天子卿也」とあるのを参照。
 注の後半については、元年「夏單伯送王姬」の注に「單于周 夏單伯會之 取成于宋而還」とある。

·秋七月荆入蔡

- ・文公十五手の專文こ「蒦大成焉(ヨ入・「入」の例は、文公十五年にある。
- 「得大都而不有」とある。
 ・文公十五年の傳文に「獲大城焉 曰入之」とあり、注に

- 多單伯會齊侯宋公衞侯鄭伯于鄄
- 赴告してきたのである。 諸侯と會した」という表現で(「單伯」を際立たせて)したが、功を天子に歸せんとしたから、(特に)「單伯が霸業をおこなって、ついに宋の亂を平定し、宋人が服從霸業をおこなって、ついに宋の亂を平定し、宋人が服從「鄄」は、衞地で、今の東郡の鄄城である。齊の桓公は、「鄄」は、衞地で、今の東郡の鄄城である。齊の桓公は、「
- あるのを参照。また、下の傳文に「冬會于鄄 宋服故也」公孟縶狎齊豹 奪之司寇與鄄」とあり、注に「齊桓欲脩霸業」ととあるのを参照。とあるのを参照。とあるのを参照。との「齊桓脩霸業云云」については、十三年の傳文に「春とあるのを参照。
- と言うべきところである、ということである。つまり、普通ならば、「冬單伯齊侯宋公衞侯鄭伯會于鄄」つまり、普通ならば、「冬單伯齊侯宋公衞侯鄭伯會于鄄」諸侯之上 下言會于鄄耳 今會字乃在齊侯之上」とある。

とあるのを参照

- 十四年春諸侯伐宋 齊請師于周
- 王命を借りることによって、(王への)大順を示したの齊は、天子を尊ばんとしたから、(わざわざ)師を請い、

という意味ではない)。めた言い方である〔諸國という意味であって、諸國の君め、のに、傳が「諸侯」と言っているのは、衆國をまとである。經は「人」と書いている(から大夫のはずであ

疏に引く『釋例』に「傳滅入例 而去爵稱人 是爲君臣同文 不稱人也 書蔡許之君 名 又云 穀伯綏鄧侯吾雕來朝 丘明不示其義 而諸儒皆據案生意 原無所出 諸侯在事 傳有明文 而經稱人者 乘楚車也 謂之失位 非正等差之謂也 位 此皆貶諸侯之例名 賤之也 又云 衛侯燬滅邢 凡十一條 又澶淵大 同姓 貶諸侯·

緣陵 夫之會 僖公元年に「齊師宋師曹師次于聶北救邢」とあり、傳に 記注之異 「諸侯救邢」とあり、 經傳所以爲別也 諸侯之咎甚多 傳亦曰 不書其人 傳日 非仲尼所以爲例故也」とあるのを參照。また、 不書其人 通校春秋 而皆無貶稱人者 益明此蓋當時告命 注に「實大夫而曰諸侯 案經皆去名稱人 至諸侯親城 而經總稱諸侯 自宣公五年以下 百數十 此大夫及諸侯 總衆國之

「見日すく」など、注例「傳」の下に「言」の字を補なお、諸本に從って、注の「傳」の下に「言」の字を補

辭」とあるのを參照

夏單伯會之 取成于宋而還

鄭厲公自櫟侵鄭

である。 厲公は、桓公十五年に櫟に入り、そのままそこに居たの

鄭伯因櫟人殺檀伯 而遂居櫟」とある。桓公十五年に「秋九月鄭伯突入于櫟」とあり、傳2

• 及大陵 獲傅瑕

・傅瑕曰 苟舎我 吾請納君 與之盟而赦之 六月甲子傅・「大陵」は、鄭地である。「傅瑕」は、鄭の大夫である。

瑕殺鄭子及其二子而納厲公

・鄭子は、莊公四年には、「伯」と稱して諸侯と會してい。を立ず、謚がないのは、微弱だったため、臣子が、君としさず、謚がないのは、微弱だったため、臣子が、君としるのに、今ここで、殺されたことについて、「君」と稱

附疏に「服虔云 蛇 北方水物 水成數六 故六年而厲公 個初內蛇與外蛇關於鄭南門中 內蛇死 六年而厲公入 附四年に「夏齊侯陳侯鄭伯遇于垂」とある。

野『舟髻』 各告ニ「とり(然えらがら) 篠以取之(妖由人興也 個公聞之 問於申繻曰

猶有妖乎

對曰

人之所忌

其氣

らない。はじめはちょろちょろだが」とある。(つまり、)の『尙書』洛誥に「火の(燃えあがる)ようにさせてはな

っかりしていない狀態を喩えたのである。ちょろ)している時であり、これによって、人の心がし「燄」とは)まだ盛んでなくて出たり入ったり(ちょろ

逐殺傅瑕 使謂原繁曰 傅瑕貳 個人無釁焉 妖不自作 人弃常則妖輿 故有妖 厲公入

|0周有常刑||| 飯伏其罪矣|||納我而無二心者||| 吾皆許之上大||| 母自分〔厲公〕に二心をもった、ということである。

夫之事 吾願與伯父圖之

陳旦寡人出 伯父無裏言 いう。原繁に二心があるのではないかと疑ったのである。 むり。原繁に二心があるのではないかと疑ったのである。 「伯父」とは、原繁のことを

| 例異説として、王引之『經義述聞』に「家大人日|| 団私を迎え入れるという言葉がなかった。

無裏言

雙入又不念寡人

は自分に親しんでくれない。

誰不爲臣 臣無二心 天之制也 子儀在位十四年矣 個社稷有主而外其心 其何貳如之 苟主社稷 國內之民其自分の家は代々宗廟の守臣である、ということである。とは、宗廟の中で主〔位牌〕をしまっておく石室である。

団「子儀」とは、鄭子のことである。

注に「鄭子 昭公弟子儀也」とあるのを參照。

附桓公十八年の傳文に「祭仲逆鄭子于陳而立之」とあり、

便而謀召君者 庸非二乎

・ 付「庸」は、用である。

庸」の注、及び襄公二十五年の傳文「庸以元女大姬配胡の注、成公十五年の傳文「欒武子欲報楚(韓獻子曰(無)例僖公二十四年の傳文「庸勳親親暱近尊賢)徳之大者也」

公」の注に、同文がみえる。なお、襄公二十五年の傳文公」の注に、同文がみえる。なお、襄公二十五年「將庸何歸」の「庸」は、反語あるいは疑問の助字として讀正がのが、妥當であろう。ちなみに、劉淇『助字辨略』にた傳莊公十四年 子儀在位十四年矣 而謀召君者 庸「左傳莊公十四年 子儀在位十四年矣 而謀召君者 庸「左傳莊公十四年 子儀在位十四年矣 而謀召君者 庸「左傳莊公十四年 子儀在位十四年矣 而謀召君者 庸」とあるの注に、同文がみえる。なお、襄公二十五年の傳文公」の注に、同文がみえる。なお、襄公二十五年の傳文公」の注に、同文がみえる。なお、襄公二十五年の傳文公」の注に、同文がみえる。なお、襄公二十五年の傳文公」の注に、同文がみえる。なお、襄公二十五年の傳文公」の注に、同文がみえる。なお、襄公二十五年の傳文公」の注に、同文がみえる。なお、襄公二十五年の傳文公」の注に、「おいま」とある。

團莊公之子猶有八人 若皆以官爵行賂勸貳 而可以濟事

君其若之何 臣聞命矣 乃縊而死

順蔡哀侯爲莘故 繩息嬀以語楚子

(計一等」の役は、 十年にある。「繩」は、 譽(ほめる) で

附注の前半については、十年に「秋九月荆敗蔡師于莘 以

注の後半については、『禮記』表記「君子不以口譽人」 蔡侯獻舞歸」とある。 なお、その傳文も参照

なお、注の「宰」は、諸本に從って、「莘」に改める。 の注に「譽 繩也」とあるのを参照

應楚子如息 母いつわって享食の用意をしたのである。 以食入享 **逐滅**息

個以息嬀歸 生堵敖及成王焉 未言

団王と口を利かなかったのである

:『禮記』喪服四制に「禮 斬衰之喪 唯而不對 齊衰之

阿楚子問之 對曰 吾一婦人而事二夫 對而不言」とあり、注に「言謂先發口也」とある。 縱弗能死 其又奚

母それによって息婚を悦ばせようとしたのである 楚子以蔡侯滅息 遂伐蔡

飅秋七月楚入蔡 君子曰 商書所謂惡之易也 不可鄉邇 其猶可撲滅者 其如蔡哀侯平 如火之燎干

母『商書』の〈盤庚〉である。惡は、のび易くて滅し難い。

ということである。

不可郷邇」とあり、注に「商書盤庚 不可鄕近」とあり、つづく傳文に「其猶可撲滅」 惡之易也 言惡易長 如火之燎于原

個冬會于鄄 宋服故也

とあり、注に「言不可撲滅」とあるのを参照。

〔莊公十五年〕

經十有五年春齊侯宋公陳侯衞侯鄭伯會于鄄

輕夏夫人姜氏如齊

団傳はない。「夫人」とは、文姜で、齊の桓公の姊妹であ 母之寧否 父母沒 る。父母が存命していれば、禮として、(自身で) 歸寧 に引く『釋例』に「歸寧者 女子既嫁 有時而歸 二十七年の傳文に「夫人歸寧 曰如某」とあり、その疏 (里がえり) し、沒していれば、卿に代理をさせる。 則使卿歸 問兄弟也」とあるのを參

父母既沒 照。また、襄公十二年の傳文に「秦嬴歸于楚 楚司馬子 庚聘于秦 『詩』周南〈葛覃〉に「歸寧父母」とあり、毛傳に「寧 爲夫人寧 歸寧使卿 故曰禮」とあるのを參照。なお、 禮也」とあり、注に「諸侯夫人

安也 父母在 則有時歸寧耳」とあるのも參照

とある。

なお、疏に「但不知今桓公有母以否 故杜不明言得失」

經十有六年春王正月 [莊公十六年]

經秋宋人齊人邾人伐邸

団宋は、兵に主となったから、齊の上におかれているので ある

附隱公五年「邾人鄭人伐宋」の注に「邾主兵 とあるのを参照。 故序鄭上

輕夏宋人齊人衞人伐鄭

(団) (宋が上におかれているのは) 宋が兵に主となった(か) 征伐では、兵に主となった者を先にする、というのが、 らである)。會盟でのならべ方は、國の大小の順にし、

《春秋》の常法である。他はみな、これに倣う。

附内容はだいぶ異なるが、昭公十二年の公羊傳文に「春秋 之信史也 其序則齊桓晉文(何注 唯齊桓晉文會 非齊

德優劣國大小相次序)其會則主會者爲之也(何注 桓晉文 則如主會者爲之 雖優劣大小相越

史也)其詞則丘有罪焉耳」とあるのを參照

經秋荆伐鄭

經冬十有二月會齊侯宋公陳侯衞侯鄭伯許男滑伯滕子同盟于

母「會」と書いているのは、魯が會したということであり、

盟」と言っているのは、異(異心をもった者、つまり、 人名を書いていないのは、微者だったからである。「同

運鄭人間之而侵宋

應秋諸侯爲宋伐郳

●「郳」は、附庸で、宋に屬していながら叛いたから、

の桓公が、宋のために矧を伐ったのである。

優十五年春復會焉

齊始霸也

倒始めて諸侯の長となったのである。

經冬十月

經鄭人侵宋

68)

不改更

爲言也」とあるのを參照。

なお、

鄭成也」とあるのを參照。また、

假神明以要不信

故載辭或稱同 公羊傳文には

疏に引く『釋

緱氏縣」とあるのを參照

においた〕のであり、(以後)《春秋》を終えるまで、 あったから、齊の桓公はこれを機に陳を進めた〔衞の上 陳侯は、二つの大國の間にはさまれることになり、 いた。(今の)河南の緱氏縣である。「幽」は、 のまま衞の上におかれている。「滑」國は、費に都して も(もともと)三恪の客〔優遇されるべき舜の後裔〕 公が始めて霸者となり、 まで)盟會ではいつも衞の下におかれていたが、齊の桓 を服從させたからである。陳は國が小さく、 楚もまた始めて强大となって、 宋地であ (これ しか で

> 陳上 譜に 注の

附注の「書會云云」については、十四年「冬單伯會齊侯宋 注の「言同盟 也」とあるのを参照。 公衞侯鄭伯于鄄」の疏に一春秋因魯史之文 六年會齊侯宋公陳侯衞侯鄭伯許男滑伯滕子同盟于幽 皆魯人在會字之上 若微人往會 の注に「客主無名 會他國者 明魯往會之 微人不合書名 書其所爲之事而已 皆言己往會之 不問君之與臣 服異也」については、下の傳文に「冬同 なお、隱公元年「九月及宋人盟于 皆微者也」とあるのも参照。 則會上無字 魯史自書其 會諸侯者 直言其:

> 尊周也」とある 同欲也」とあり、 穀梁傳文には「同者 有同也 同

何

明之後也 爲周陶正 襄公二十五年の傳文に「晉人問陳之罪 とあるのを参照。 大夫敖 政多門 國之間」とあり、注に「介猶間也」とあるのを參照。 については、襄公九年の傳文に「天禍鄭國 衞上」とあるのを參照。 同三十年の傳文に「陳 「自隱至莊十四年 「陳國小云云」については、 自莊十五年盡僖十七年 三十五歲 并二王後 爲三國 以服事我先王 庸以元女大姬配胡公 以介於大國」とあり、注に「介 間也 また、 注の「三恪之客」については、 なお、 四十三歲 我先王賴其利器用也 其禮轉降 封夏殷二王後 亡國也 注の「介於二大國之間 疏に引く 而封諸陳 衛與陳凡四會 不可與也(中略) 示敬而已 對曰 又封舜後 凡八會 「釋例」 使介居二大 以備三恪」 昔虞閼父 與其神 陳在 班序

之 恪 注の「滑國都費云云」については、 恪」とあるのを参照 とあり、注に「周得天下 一殄滅我費滑」とあり、 注に 一費滑 成公十三年の傅文に 滑國 都於費

經邾子克卒

一同盟者 以服異:

団傳はない。「克」は、儀父の名である。「子」と稱してい した(からである)。 るのは、おそらく、齊の桓公が、王命を請うて諸侯とし からであろう。(名を書いているのは)二度、同盟

附注の「克 儀父名云云」については、隱公元年の傳文に 後儀父服事齊桓以獎王室 王命以爲邾子 故莊十六年經 書邾子克卒」とあるのを参照 曰儀父 貴之也」とあり、注に「王未賜命以爲諸侯 「三月公及邾儀父盟于 寒 邾子克也」とあり、注に「克 儀父名」とあり、つづく傳文に「未王命 故不書爵 其

盟于趡」とある。なお、僖公二十三年の傳文に「凡諸侯 父盟于蔑」とあり、桓公十七年に「二月丙午公會邾儀父 注の「再同盟」については、隱公元年に「三月公及邾儀 死卽赴以名 禮也」とあるのを參照

傳十六年夏諸侯伐鄭 母鄭が宋を侵したからである。

附十五年に「鄭人侵宋」とある。

運鄭伯自櫟入 伊十四年にある。 附十四年の傳文に「鄭厲公自櫟侵鄭 及大陵 獲傅瑕(中

> 優緩告于楚 六月甲子傅瑕殺鄭子及其二子而納厲公」とある。 秋楚伐鄭 及櫟 爲不禮故也 鄭伯治與於雍

糾之亂者

附桓公十五年に「五月鄭伯突出奔蔡」とあり、傳文に「祭 母桓公十五年にある。 鄭伯患之 使其壻雍糾殺之(中略)祭仲殺雍糾尸

諸周氏之汪 公載以出」とある。

應九月殺公子閼 刖强鉏

附文公十八年の傳文「乃掘而刖之」の注に「斷其尸足」と 母二子は、祭仲の仲間である。足をきるのを「刖」という。 あるのを參照。また、『周禮』司刑「刖罪五百」の注に

「刖 断足也」とあるのを参照

傳公父定叔出奔衞

団共叔段の孫である。「定」は、諡である。

附共叔段のことは、隱公元年の傳文に詳しい。

良月也 就盈數焉 傳三年而復之 日

不可使共叔無後於鄭

使以十月入

日

啊『玉燭寶典』十月孟冬の項に「服虔曰 毬數は十で滿ちる。

數滿曰十

故曰

盈數」とあるのを参照

疏に「服虔云 而云不可使共叔无後於鄭 定叔之祖共叔段 言其刑之偏頗 有伐君之罪 宜

(70)

脛庭南鄙啓曲沃伐翼」とあり、

所以惡厲公也」とある。 公以孽篡適 同惡相恤 故黨於共叔 欲令其後不絕

傅

働はやめに害を避けること 個君子謂 强鉏不能衞其足

倒はやめに害を避けることが出來なかった、ということで

ジナルかどうかは、不明)。 という、おもしろい説がみえる〔ただし、竹添氏のオリという、おもしろい説がみえる〔ただし、竹添氏のオリー 是足以强弱言之 故立辭如此 不然 君子之語無味」 附『會箋』に「鉏 田器也 蓋鉏之柄曰足 後傳弱足者居

嘎冬同盟于幽 鄭成也

鹰王使虢公命曲沃伯以一軍爲晉侯

お)小國だから、一軍なのである。王は、そのまま認め、命じて晉侯としたのである。(な母曲沃の武公がとうとう晉國を倂合してしまったので、僖

晉始亂 故封桓叔于曲沃(中略)惠之三十年晉潘父弑昭附注の前半については、桓公二年の傳文に「惠之二十四年

國所都)翼人立其弟鄂侯 鄂侯生哀侯 哀侯侵陘庭之田十五年曲沃莊伯伐翼弑孝侯(注 莊伯 桓叔子 翼 晉侯而納桓叔 不克 晉人立孝侯(注 昭侯子也)惠之四

『史記』晉世家に「曲沃武公伐晉侯緡 滅之 盡以其寶虢仲芮伯梁伯荀侯賈伯伐曲沃」とあり、同九年の傳文に「秋、城中立晉哀侯之弟緡于晉」とあり、同九年の傳文に「秋、同七年の傳文に「冬曲沃伯誘晉小子侯殺之(注 曲 5、同七年の傳文に「冬曲沃伯誘晉小子侯殺之(注 曲 5、同七年の傳文に「冬曲沃伯誘晉小子侯殺之(注 曲 沃武公伐翼次于陘庭(注 武公 曲沃莊伯子也)」とあ

是盡倂晉地而有之」とあるのを參照。 器賂獻于周釐王 釐王命曲沃武公爲晉君 列爲諸侯 於

注の後半については、『周禮』夏官敍官に「小國一軍」

注に「晉本一軍 見莊十六年」とある。を參照。なお、閔公元年の傳文に「晉侯作二軍」とあり、曲沃伯以一軍爲晉侯 此小國一軍之見于傳也」とあるのとあり、注に「鄭司農云(中略)春秋傳曰 王使虢公命

④「夷詭諸」は、周の大夫である。「夷」 膕初晉武公伐夷 執夷詭諸

は、

采地の名で

母「薦國」は、周の大夫である。

薦國爲之師」とあるのを參照。

附十九年の傳文に「初王姚嬖于莊王

生子頽

子頹有龍

偃旣而弗報

同三年の傳文に「春曲

(71)

母詭諸は蔦國(の功勞)に對してお禮をしなかったのであ

個故子國作亂 謂晉人曰 與我伐夷而取其地

注に「施 功勞也 有勞則望報過甚」とあるのを參照。

例信公二十四年の傳文に「報者倦矣 施者未厭」とあり、

圓遂以晉師伐夷 殺夷詭諸 周公忌父出奔虢母晉に夷の地を取らせる、ということである。

(である。) である。子國の難を避けたの) である。

[原惠王立而復之

「崩」・「葬」の記事が、いづれもみな、經傳に現われてれ以後は、周に莊王がおり、また僖王がいたはずなのに、莊公三年の經に桓王を葬ったことが書かれているが、そ莊の垣公十五年の經に桓王が崩じたことが書かれ、魯の

こで、傳は、周公忌父の事に因んで、(とりあえずここ〔諸侯に赴告する〕ことが出來なかったからである。そいない。王室が微弱になり、もはや自力で諸侯と通じる

らである

月乙未天王崩」とあり、注に「桓王也」とあり、また、**附**注の「魯桓十五年經云云」については、桓公十五年に「三

莊公三年に「五月葬桓王」とある。

には)この年より後のことである。

に)惠王を現わしたのであり、惠王が立ったのは(實際

いが、注の文脈からして、「此年之末」の「末」は、後『史記』に從っているかどうかは、あまりはっきりしな年表によれば、惠王元年は莊公十八年にあたる。杜預が注の「惠王立在此年之末」について。『史記』十二諸侯

の意に解するべきであろう。なお、疏及び『會箋』を參

〔莊公十七年〕

經十有七年春齊人執鄭詹

母齊の桓公が霸者となったばかりだというのに、(はやく)

「人」を稱して執える。大夫は(君に比べて)賎しいか大夫を執える場合は、いづれもみな、(ここのように)れたのである。「行人」の例は、襄公十一年にある。諸諸の、れたのである。「行人」と稱していないのは、罪責しては、鄭の執政の大臣であり、齊に行ったところを執えらも)鄭は、宋を伐った上に、齊に朝さなかった。「詹」

注の「鄭旣伐宋」については、十五年に「鄭人侵宋」と焉。齊始霸也」とある。

注の「又不朝齊」については、下の傳文に「鄭不朝也」

ある。

とある。

Ris 「鄭有叔詹堵叔師叔三良爲政 未可間也」とあるのを參 注の「詹爲鄭執政大臣」については、僖公七年の傳文に

注の「 就此注 出使 正』に「光伯引釋例曰 詹本非出使 此注詣齊相違 唐人改釋例之文 執爲聘齊 既是聘齊 即爲出使 執大夫行人例云 参照。なお、この兩者については、 本非出使」とあり、また、「元非出聘之使」とあるのを 元非出聘之使 故不稱行人 疏引釋例云 故不稱行人 又襄十一年傳曰 「詣齊見執」については、 一若詣齊之言不指聘齊 是釋例初不言出聘之使 鄭叔詹魯行父之等 以執政受罪 鄭叔詹魯行父等 以執政受罪 非也 按永樂大典 疏に引く『釋例』に 故以釋例本非出使 謂元非出聘之使 與釋例元非出聘之語 劉文淇『左傳舊疏考 是也 書曰行人 言使人 有杜氏釋例 劉意謂詣齊見 唐人引釋例 本非使 本· 非·

注の「諸執大夫云云」については、成公十五年の傳文に人干徴師殺之 罪不在行人也」とあるのを参照。人之罪」とある。なお、昭公八年の傳文に「楚人執陳行「書曰行人 言使人也」とあり、注に「書行人 言非使注の「不稱行人云云」については、襄公十一年の傳文に

合」とある

衆所欲執)不然則否(注 謂身犯不義者)」とあるのを衆所欲執)不然則否(注 謂身犯不義者)」とあるのを道於其民 諸侯討而執之 則曰某人執某侯(注 稱人示「書曰晉侯執曹伯 不及其民也(注 惡不及民)凡君不

という表現で書いたのである。業自得であったという)事實に即して、自分からつきた討って、みな殺しにした。だから、當時の史官は、(自たが、あなどって備えを疎かにしたため、遂人がこれを)「殲」は、盡〔つきる〕である。齊人は、遂を守ってい

る。時史即事以安文(或從赴辭)故傳亦不顯明義例也」とあ時史即事以安文(或從赴辭)故傳亦不顯明義例也」とあなお、疏に引く『釋例』に「齊人殲于遂(鄭棄其師)亦

經秋鄭詹自齊逃來

に逃げたから、「逃」と書いて賤しんだのである。國の患難をとり除く、ということが出來ず、一時しのぎ母傳はない。詹は、一命をすてて節義を守ることによって、

經冬多麋

書いたのである。 鐵傳はない。麋が多ければ、五穀を害するから、災として

附二十九年の傳文に「凡物 不爲災 不書」とあるのを參

個十七年春齊人執鄭詹 鄭不朝也

⑪「饗」は、酒食(でもてなすこと)である。四族は、遂鴈夏遂因氏頜氏工婁氏須遂氏饗齊戍 醉而殺之 齊人殲焉

おいたことは、十三年にある。の彊宗〔强盛な家柄〕である。齊が遂を滅して守備兵を

共饗婦以一獻之禮」の注に「以酒食勞人曰饗」とあるの附注の「饗 酒食也」については、『儀禮』士昬禮「舅姑すりだことに 「豆をにある

「当に「日本」(1947年では、1950年では、昭公五年の傳文に注の「四族)遂之彊宗」については、昭公五年の傳文に

を参照

人滅遂而戍之」とある。 注の「齊滅遂云云」については、十三年の傳文に「羊舌四族」皆彊家也」とあるのを參照。

〔莊公十八年〕

經十有八年春王三月日有食之

一般では、一般である。

公はこれを濟水の西で追い拂ったので

文』にも「追 逐也」とある。 ボーハ年夏公追戎于濟西」とあるのを参照。なお、『説莊十八年夏公追戎于濟西」とあるのを参照。なお、『説附公羊の何注に「以兵逐之曰追」とあるのを参照。また、

官

冬十月

周

八禮五齊

日泛齊

二日醴齊

三日盎齊

四日醍齊

爲好 莊公獨不能脩而見侵 濟西 曹地」とある。なお、上にあげた『周禮』小司徒の疏に「服氏云

桓公

經秋有路

皮肉中 爲蜮 穀梁傳文に「蟚 君則有」とある。 とあり、『周禮』秋官の序官 文』に「蜮 弧」とあるのを參照。また、『詩』小雅 之上に「嚴公十八年秋有蜮 射つという點で、災害をもたらしたのであろう。 選は、 在水旁 南方盛暑所生 則不可得」の毛傳に なお、 其瘡如疥 短狐である。 短狐也 能射人 射人有處 疏に「服虔云 射人者也」とあり、『漢書』五行志下 其状如鼈 **偏身中濩濩蜮蜮** 似鼈三足 おそらく、 蜮 劉向以爲(中略) 〈蟈氏〉の疏に「服云 古無今有 含沙射人 編身獲獲或或 甚者至死 以氣飲害人」とあるの 短狐也」とあり、『説 砂を口に含んで人を 故·日灾 〈何人斯〉「爲鬼 南方謂之短 禮日 蜮猶惑也 故爲災」

書」とあるのを參照。 爲災也」とあり、二十九年の傳文に「凡物 不爲災 不為災地」とあり、二十九年の傳文に「凡物 不爲災 不なお、注の「爲災」については、下の傳文に「秋有팝

十八年春號公晉侯朝王 王饗醴 命之宥

醴酸在戸 享醴 歡也 禮饌具 亦初也 醴酒 筐篚 とあり、 僖公二十五年の傳文に「戊午晉侯朝王 このような禮が)完備されたことを言っているのである。 おくりものをする。「宥」は、助である。歡迎の氣持ち れないことを示す。(そして)酒宴に入ると、(諸侯に) の際には)醴酒を先に置いて、(由來の) 古いものを忘 王が諸侯を引見するときは、はじめに饗禮を行ない、(そ 食 (中略) 以爲醴酪 める〕については、『禮記』禮運に「夫禮之初 を補助するため(の手立て)である。(つまり、ここは、 の序に「鹿鳴 以・厚意」とあるのを參照。また、『詩』小雅 宥 以・其厚意」とあるのを參照。なお、 示不忘古」〔挍勘記に從って、「故」を「古」に改 命晉侯宥」とあり、注に「既饗 又命晉侯助以束 注に「既行饗禮而設醴酒 所因於古 亦謂今行之然」とあり、 助也」とあり、 粢醍在堂 及其事義也 (中略) 皆從其朔」とあり、 燕羣臣嘉賓也 澄酒在下」とあり、 同二十八年の傳文に「己酉王 ついで「故玄酒在室 **粢讀爲齊** 又加之以幣帛 既飲食之 王饗醴 命之宥 注に 注の「先置 聲之誤也 又實幣帛 注に 「此言今

是乎取之 子反古復始 五日沈齊 虎 重古畧近也」とあるのを參照。 字雖異 敬之至也」とあるのを參照 不忘其所由生也(中略)以爲醴酪齊盛 酸與盎 澄與沈 また、 蓋同物也 同祭義に「君 奠之不

助歡者 究理 なお、 朝王 宥之 酢同義 以酬幣 酢之借字 二十八年傳 以幣物以助歡 日 古禮之賜胙 與王相酬酢 若不親食 傳所言者 而韋注乃以胙爲賜祭肉 有施報之義 異説として、 王享醴 可矣 殆有未安 命之侑者 是侑幣用於食禮 蓋據公食大夫禮 蓋如賓酢主人之禮 失傳意矣」 何須云命晉侯宥乎 較然甚明 晉侯朝王 饗禮也 命之宥 則傳當云命宥之 使大夫各以其爵朝服 故謂之侑 今案爾雅 王引之『經義述聞』 其命虢公晉侯與王相酬酢與 とある 王享醴 而 晉語作王饗醴 若謂助以幣帛 非饗禮所用也 公受宰夫東帛以侑也 解者乃當以食禮之侑幣 時當饗醴 命之侑者 酬酢侑 以勸侑於王 不當云命之宥也 又僖二十五年傳 命晉侯宥 致之以侑幣 に 命公胙侑 則傳但云王享醴 所以親之也 報也 安得有祭肉之賜 且如杜 「杜謂 其爲命晉侯 故謂之酢侑 則侑與酬 或獻或 然聘禮 以幣物 説 雜以 尋文

從った。(つまり、 王のために婚を定めることを發議し、陳人がつつしんで ため、王に援助を求め、 虢と晉は、 虢公晉侯鄭伯使原莊公逆王后于陳 王に朝し、 虢・晉・鄭の三國が、 鄭伯もまた、 いづれもみな、 齊がその卿を執えた 陳嬀歸

周に來ていて、

于京師

諸侯としての禮に適っていたから、

傳は、

その事を詳述

王の)

同姓の

皆賜玉五穀馬三元

對の玉を「瑴」という。

- の注に 僖公三十年の傳文「公爲之請 「雙玉曰瑴」とあるのを參照 禮亦異數 納玉於王與晉侯 不以禮假人 皆十穀
- とは、 王命諸侯 侯であるのに、 人に禮を貸す、ということである。 名位不同 公とおくりものを同じにする、
- あり、 は、 注の「借」については、『釋文』に「是借 に「願借 借助焉」とあり、 とあるのを参照。 天不借貸慢易之人」とあり、『釋文』に「不借 子夜反」 の傳文に「見莫敖而告諸天之不假易也」とあり、注に「言 去聲 假借皆爲去聲」とあるのを參照。また、桓公十三年 疏に「假借同義 子· 亦· 〔子夜反〕では、かすの意であり、 かりるの意である、ということ。 なお、 注に「借鄶以自助」とあり、『釋文』 注同」とあるのも参照。つまり、「借」 襄公四年の傳文に「寡君是以願 取者 假爲上聲 借爲入聲 入聲 子夜反」と 〔子亦 興·

疏

に引く『釋例』

13

「戎之入魯

魯人不知

去而遠追

戎が魯に來侵したのに、

魯人は氣がつかず、

たち去って

から(遠くで)追い拂った。

だから、

諱んで、

戎が來侵

したことを言わないのである。

夏公追戎于濟西

不言其來

諱之也

なかったからである したのである。 (經に) 書いていないのは、 赴告してこ

又無其獲

邊竟不備

候不在疆

所以爲諱

諱此

亦

|所以示戒・來之君也」とあるのを參照

注の 「祭公來 「得同姓宗國之禮」 使同姓諸侯爲之主 遂逆王后于紀 については、 禮也」とあり、 桓公八年 注に「天子娶 Ò の傳文に

於諸侯

祭公來受命於魯

故日禮

とあるのを参照

注の に 紀季姜歸于京師 「適諸侯 「不書 不告」については、 雖告魯 凡諸侯之女行 猶不書」とあるのを參照。 唯王后書」とあり、 桓公九年の傳文に 「春 注

實惠后

のである。 傳は、ここで、 陳嬀は、 すのであり、その事は、 後に「惠后」と號し、 ついでにその后稱を(前もって)正した 僖公二十四年にある。だから、 少子を寵愛して周室を亂

僖公二十四年の傳文に「初甘昭公有寵於惠后 未及而卒」とある。 惠后 立

> 秋有蟚 爲災也

初楚武王克權 使鬭緡尹之

ある。 權 「鬭緡」 は、 國名である。 は、 楚の大夫である。 南郡の當陽縣 の

以叛 圍而殺之

緡が權をひきいて叛いたのである。

遷權於那處

がある。 「那處」 は、 楚地である。 南郡の編 縣 の 東南 部 に那 П 城

使閻敖尹之

及文王即位 「閻敖」は、 楚の大夫である。 與巴人伐申 而

巴の師をおそれさせたのである。

巴人叛楚而伐那處 取之 遂門于楚

楚の城門を攻めたのである。

樊伐楚 襄公十年の傳文「庚午圍宋 『攻其城門』とあり、 以報舟師之役 同二十五年の傳文 門于巣」 門于桐門」 の注に の注に「不成圍 「十二月呉子諸 攻巣門」とあ

(77)

卒也」とあるの 者何 り 有二月呉子謁伐楚 「攻其門」とあるのを參照。 定公八年の傳文「春王正月公侵齊 入門乎巢而卒也 も参照 門于巣卒」の公羊傳文に「門于巣卒 入門乎巢而卒者何 なお、 襄公二十五年 門于陽州」 入巣之門而 の注 <u>-</u>

閻敖游涌而逸

・「涌」水は、南郡の華容縣にあった。閻敖は、城を守れ

• 楚子殺之 其族爲亂 冬巴人因之以伐楚

が伐ってきたのである。

[莊公十九年]

• 十有九年春王正月

夏四月

陳〕に入っていなかったから、略して言ったのである。〔「夫人」と稱していない〕のは、まだ國〔嫁入り先の(て行っ)た、としている。「陳人之婦」と稱しているは、いづれもみな、魯の女が陳侯の婦の媵となろうとしは、いづれもみな、魯の女が陳侯の婦の媵となろうとしく、私公子結媵陳人之婦于鄄 遂及齊侯宋公盟

の)友好をそこねたから、冬にそれぞれ〔齊・宋と陳〕の)友好をそこねたから、冬にそれぞれ〔齊・宋と陳う(陳と君と盟ったから、その事も書き加えたのである。(しかまは、鄄まで行ったときに、齊と宋が會をなすと聞き、結は、鄄まで行ったときに、齊と宋が會をなすと聞き、おは、鄄まで行ったときに、齊と宋が會をなすと聞き、法るもの〕ではなく、また、陳の媵となるという(陳とよるもの)ではなく、また、陳の媵となるという(にから)を好をそこねたから、冬にそれぞれ〔齊・宋と陳〕

遂何 勝不書 公羊傳文に「媵者何 在塗也」とあるのを参照。 則專之可也」とあり、何注に「此陳侯夫人 聘禮大夫受命不受辭 此何以書 爲其有遂事書 諸侯娶一國 また、 出竟有可以安社稷利國家者 穀梁傳文に 則二國往媵之(中略) 大夫無遂事 「其日陳人 言婦者 此其言

高之東地 蓋陳取衞女爲婦 魯使公子結送媵向衞」とあ然則爲人媵者 皆送至嫁女之國 使之從適而行 此鄄是照。なお、疏に「成九年伯姫歸于宋 晉衞齊三國來媵照。なお、疏に「成九年伯姫歸于宋 晉衞齊三國來媵照。なお、疏に「成九年伯姫歸于宋 晉衞齊三國來媵所。なお、疏に「成九年伯姫歸于宋 晉衞齊三國來媵所。なお、疏に「人臣受命公子結送媵向衞」とあるのを參照。また、文公八年「乙酉之婦 略之也」とあるのを参照。また、文公八年「乙酉之婦 略之也」とあるのを参照。また、文公八年「乙酉之婦

なお、注の最後の「冬各來伐」については、下に「冬齊

叔命西鄙北鄙貳於己」の注にも、

鄭邊邑」とある。

婦于鄄

注の「鄙

邊邑」については、隱公元年の傳文

(「既而大

人宋人陳人伐我西鄙」とある

夫人姜氏如莒

傳はない。 年傳文]。 り、この記事を)書いたのは、 (営は) 父母の國ではないのに往った。 姦通したからである〔二

二十七年の傳文に「夫人歸寧 母之寧否」とあるのを參照 に引く『釋例』に「歸寧者 女子既嫁 曰如某_」 とあり、 有時而歸 問 父·

その疏 (つま そこである)。 巴人を迎え撃ったが、 **楚地である。一説に、(今) 江陵縣に津郷がある(のが**

十八年の傳文に「冬巴人因之以伐楚」とある。

還 鬻拳弗納 遂伐黄

嬴姓の國で、今の弋陽縣である。 一器拳」は、楚の大閣 [守門の長官] である。

黄

は

下の傳文に「楚人以爲大閽 今城門校尉官」とある。 謂之大伯」とあり、

傳はない。

幽の盟

〔十六年〕で、魯は微者を参加させ、

子結〕を行かせた〔つまり、

いづれも、

君自身が参加し

なかった〕。だから、攻撃を受けたのである。「鄙」は、

鄄の盟 〔この年〕 でもまた、 媵をおくる (途中の) 臣 〔公

冬齊人宋人陳人伐我西鄙

敗黄師于踖陵

「踖陵」は、 黄地である。

還 及湫有疾

夏六月庚申卒 南郡の鄀縣の東南部に湫城がある。 醫拳葬諸夕室

十六年に「冬十有二月會齊侯宋公陳侯衞侯鄭伯許男滑伯

邊邑である。

滕子同盟于幽」とあり、注に「書會

微者也」とある。また、この年に 遂及齊侯宋公盟」とある。

「秋公子結媵陳人之

魯會之

不書其人

一夕室」は、 地名である。

異説として、 彈商日 晏子雜下 室夕 呂覽明理篇 沈欽韓『春秋左氏傳補注』 景公新成柏寢之室 公日 何以知之 常主爲主 對日 使師開鼓琴 而 未嘗得主之實 に 東方之聲薄 タ宝 左撫宮右 非地 此 名 西

十九年春楚子禦之 大敗於津

巴人に敗れたのである。「津」は、

公羊の何注に「鄙者 **邊垂之辭**」とあるのを參照。

79)

注に

一若

呂覽文 則死者之所爲夕室」とある。 之謂大悲 是正坐于夕室也 注云 夕室以喩悲人也

- ・亦自殺也 而葬於経
- をなくさないようにしたのである。
 ・「絰皇」は、冢墓の前の闕〔門〕である。(門の下に葬
- ■宣公十四年の傳文に「楚子聞之 投袂而起 屦及於窒皇■宣公十四年の傳文に「楚子聞之 投袂而起 屦及於窒皇」については、とあるのを參照。なお、この「屦及於窒皇」については、とあるのを参照。なお、この「屦及於窒皇」については、
- (「大櫊」とは) 今の城門校尉の官のようなものである。
- 門候」とあるのを參照。
 官公卿表上に「城門校尉掌京師城門屯兵(有司馬十二城)は「主王城十二門」とあるのを參照。また、『漢書』百以『周禮』地官の序官〈司門〉の注に「司門)若今城門校
- 使其後掌之
- 君子曰 鬻拳可謂愛君矣 諫以自納於刑 刑猶不忘納君その子孫にずっとこの官をつかさどらせたのである。

於善

玩

- 興起したのである。かしながら)楚は(臣が)よくその忠愛を盡したから、としての常法ではないことを明らかにしたのである。(しとしての常法ではないことを明らかにしたのである。(し「君を愛する」と言っているのは、(鬻拳の行爲が) 臣
- 疏に に引く鄭玄『箴膏肓』に 以釋何休之難」とある。 あるのを参照 開篡弑之路 「何休膏肓云 左氏以爲愛君 人臣諫君 なお、『詩』 「楚鬻拳同 非有死亡之急而以兵臨君 於義左氏爲短 姓 邶風 有不去之恩」 伯伯 '舟' 故注言此 の疏

初王姚嬖于莊王 生子頹

「王姚」は、莊王の妾である。「姚」は、姓である。

子頹有寵 薦國爲之師 及惠王即位

取薦國之圃以爲囿周の惠王であり、莊王の孫である。

ある。「圃」は、園〔菜園〕である。「囿」は、苑〔狩場〕

7

注の 孔氏之外圃」 るのを参照 〈東方未明〉 圃 遠 也 「折柳樊圃」の毛傳に「圃 の注に、 については、 同文がみえる。 哀公十五年の傳文 なお、 菜園也」 とあ 齊風

る

也」とあるのを參照。また、『周禮』地官の序官 注 の注に「囿 の 看 苑也」については、『説文』に 今之苑」とあるのを參照 面 (囿人) 苑有垣

- 邊伯之宮近於王宮 王取之
- 「邊伯」は、 周の大夫である。

王奪子禽祝跪與詹父田

三子は、周の大夫である。

謬矣 異説として、 故不在五大夫數 禽祝跪爲二人 五大夫奉子頹以伐王 人以皆二字名 言五大夫一士 子禽祝跪與詹父是二人 故中間獨著一與字 下文云 于鬯『香草校書』に「子禽祝跪四字當是 則六大夫矣 則石速豈得不與其列 **薦國邊伯石速詹父子禽祝跪作亂** 而誤分爲三人也 夫五大夫者總稱耳 五大夫者即薦國等五人也 杜乃自旋其説云 杜解乃猶以爲三大夫 且二十一年傳云 傳止言五大夫 石速士 又云 傳正恐 若以子 不

周語 有子行敬子子伯季子之類」とある。 正不可少 殺王子頹及五大夫 人爲二人 王子頽飮三大夫酒」とあって、 上には 以至多出一石速 子禽祝跪者 「邊伯石速蔿國出王而立子頹 如杜説 蓋猶魯有子家懿伯子服 以子禽祝跪爲一人 豈石速得獨免不殺乎 石速も大夫とされてい ちなみに、『國語 王處於鄭三年 景伯 則石速

而收膳夫之秩

である。 膳夫」とは、 (下の) 石速のことである。 秩 は、 祿

- 『周禮』天官 (宮伯) 「行其秩敘」 の注に 秋 祿稟也」
- とあるのを参照
- 二邑を奪って鄭に與え、それ以來、そのまま(王室と) 故薦國邊伯石速詹父子禽祝跪作亂 「蘇氏」は、 周の大夫であり、(かつて) 桓王がその十 因蘇氏

不和であった。

- 注に「凡十二邑 蘇忿生之田 隱公十一年の傳文に「王取鄔劉熹邘之田于鄭 温原絺樊隰郕欑茅向盟州陘隤 皆蘇忿生之田」とある。 懷 とあり、 而與鄭人
- 秋五大夫奉子頹以伐王
- 石速は、士であったから、 跪である]。 である〔「五大夫」とは、 薦國・ 五大夫の數に入っていないの 邊伯・詹父・子禽・祝
- 不克 蘇子奉子頹以奔衞 「温」は、蘇氏の邑である。 出奔温

衛師燕師

伐周故」とあるのを參照。 一十年の傳文「執燕仲父」 燕」は、 南燕である。 また、 の注に 隱公五年の傳文「衞人 「燕仲父 南燕伯

爲

以燕師伐鄭」 の注に 「南燕國 今東郡燕縣」 とあるのを

參照

冬立子頽

[莊公二十年]

傳はない。 二十年春王二月夫人姜氏如莒

夏齊大災

傳はない。「大」をつけて赴告してきたから、(そのまま 然發生の火事〕を「災」という。例は、宣公十六年にあ 「大」を) 書いたのである。 天火〔天が降した火事、

宣公十六年の傳文に「凡火 人火曰火 天火日災」とあ

なお、 に改める 注の「來告以火」の「火」は、 挍勘記に從って、

冬齊人伐戎

傳はない。

秋七月

二十年春鄭伯和王室 とあり、同大雅 『詩』齊風 「克」は、能である。 蕩

の毛傳に

克 克

能· 也」 能也」 不克

とあるのを参照。 〈南山〉「匪斧不克」 鮮克有終」の鄭箋に

執燕仲父 「燕仲父」は、 南燕伯である。

(執えたのは)

周を伐

たからである。

十九年の傳文に「衞師燕師伐周」とあり、 燕」とあるのを參照。なお、 疏に「譜亦云 注に 南 燕 「燕 伯爵 南

不知所出 服虔亦云 南燕 秋王及鄭伯入于鄔 伯爵」とある。

夏鄭伯遂以王歸 「鄔」は、王が(かつて)取った鄭の邑である。 王處于櫟

隱公十一年の傳文に「王取鄔劉熹邘之田于鄭」とあるの

都」とある。

なお、『史記』

周本紀の

〈集解〉

に

「服虔日

櫟

鄭大

を参照。

遂入成周 取其實器而還 冬王子頹享五大夫 樂及編舞

六代の樂をすべて舞わせたのである。

之樂也」とあるのを参照。 『史記』周本紀の 〈集解〉 に 「賈逵日 また、『周禮』大司樂に「以 編舞 皆舞六代

樂也 所不施 のを参照。 武王樂也 湯以寬治民而除其邪 「偏儛 大: 萬物以明 禹日大夏 「此周所存六代之樂 禹治水傅土 六代之樂 武王伐紂以除其害 なお、『國語』周語上「樂及徧儛」 民共財 殷日大濩 舞雲門大卷大咸大聲大夏大濩大武」とあり、 舜樂也 堯樂也 謂黄帝日雲門 言其德能大中國也 言其德如雲之所出 言其德能使天下得其所也 周日大武也 言其德能紹堯之道也 堯能殫均刑法以儀 黄帝日雲門大卷 言其德能成武功」とある 堯曰咸池 日 大. 濩· 民得以有族類 民 諸侯大夫徧 黄帝能成名 の韋注に 湯樂也 大夏. 舜日簫韶 言其德無 大: 武·

鄭伯聞之 見虢叔

儛」とあるのも参照

「叔」は、 虢公の字 · 〔あざな〕である。

周語上の韋注に 皆虢君字」とあるのを參照。なお、『史記』周本紀の 僖公五年の傳文「虢仲虢叔 に 「賈逵云 「虢叔 虢公林父也」とあり、また、『國語』 王卿士 王季之穆也」の注に 虢公林父也」とある。 「仲叔

下に「祀加於舉

天子舉以大牢

祀以會

諸侯舉以特牛

祀以大牢

卿舉以少牢

祀以特牛

大夫舉以特牲

祀

士食魚炙

祀以特牲

庶人食菜

祀以魚

上下

樂禍也 寡人聞之 夫司寇行戮 哀樂失時 殃咎必至 今王子頹歌舞不倦

司寇」 周 は、 秋官の序官に「乃立秋官司寇 刑官であ 使帥其屬而掌邦

> 秋官卿 以佐 「司寇正 掌刑者 王 刑 刑 邦國」 (明辞 とあるのを参照。 罪也」とあるのを参照 以聽獄訟」とあり、 また、 注に --- 禮記 司寇

王

制 禁

君爲之不舉

豪華な食事はやめるのである。

有二 成公五年の傳文「故山崩川竭 あるのを参照。また、『周禮』膳夫に「王日一舉 年の傳文「日有食之 文がみえる。 ついで、「以樂侑食 以樂徹于造 大札則不舉 注に「鄭司農云 不舉則徹樂」の注に「不舉盛饌」とあり、 君爲之不舉」とあるのを參照。 物皆有俎」とあり、注に「殺牲盛饌日舉」とあり、 なお、 王齊 天地有裁則不舉 襄公二十六年の傳文 大故 膳夫授祭 天子不舉」の注に「不舉盛饌」と 日三舉 刑殺也 大喪則不舉 君爲之不舉」 品嘗食 邦有大故則不舉」とあ また、『國語』 春秋傳日 王乃食 刑 の注に、 大荒則不舉 昭公十七 司寇行 爲之不 卒食

ちなみに、 王引之『經義述聞』國語上 〈不舉〉 42 一司寇 とあるのを参照。

則民不慢」とあり、韋注に「舉

人君朔望之盛饌」

行戮 一十年成五年左傳 杜説是 降服乘縵 又云徹樂 古之治民者 韋説非也 徹樂出次 韋注並日 則不舉非徹樂矣 • 刑 杜注並日 爲之不舉 成五年傳 不舉 祝幣史辭以禮焉 不舉 天官膳夫 不舉樂也 不舉則徹樂 山崩川竭 去盛饌 王日一舉 此二事又見莊 襄二十六年傳 君爲之不舉 引之謹案 既云不舉

氏説日 之不舉 而況敢樂禍平 以樂侑食 日 大札則不舉 而昭十七年傳 殺牲盛饌日舉 盍納王乎 此不舉爲去盛饌之明證 不舉 則所謂舉者 虢公日 去樂也 天地有災則不舉 奸王之位 三辰有災 鄭司農引春秋傳日 寡人之願也 則西漢時已誤解矣」とある。 以盛饌言之 禍孰大焉 君不舉 且王日一舉之下 邦有大故則不舉 非謂作樂明甚 臨禍忘憂 漢書五行志引左 司寇行戮 憂必及 鄭注

[莊公二十一年]

二十有一年春王正月

夏五月辛酉鄭伯突卒

(名を書いているのは)

十六年に魯の大夫と幽で盟った

君爲之不舉 又晉語 川涸山崩 君爲之降服出次

(からである)。

十六年に「冬十有二月會齊侯宋公陳侯衞侯鄭伯許男滑伯 侯同盟 滕子同盟于幽」とあり、注に「書會 微者也」とある。なお、僖公二十三年の傳文に「凡諸 死則赴以名 禮也」とあるのを參照 魯會之 不書其人

秋七月戊戌夫人姜氏慕

十有二 物皆有俎

以樂侑食

大喪則不舉

大荒則不舉

小君としての禮を具備して書いたのである。 傳はない。寢で薨じ、姑に合祭し、諸侯に赴告したから、

君某氏 年の傳文に「凡夫人不薨于寢 卒哭而祔於祖姑 とあり、注に「夫人喪禮有三 隠公三年の傳文に「夏君氏卒 反哭于寢 不耐于姑 則弗致也」とあるのを參照。 此備禮之文也」とあるのを參照。 日中自墓反 三也 故不日薨 虞於正寢 若此則書曰夫人某氏薨 不殯于廟 薨則赴於同盟之國 : 聲子也 不稱夫人 所謂反哭于寢 不赴於諸侯 また、 不赴于同 故不言葬」 葬我小 二也 — 不

冬十有二月葬鄭厲公

ある 傳はない。 (死後) 八箇月もたって葬ったのは、 注の後半につい

ては、

「皆舞六代之樂」

を補う。 校勘記に從って、 の注に ちなみに、 「無傳 桓公十八年「冬十有二月己丑葬我君 九月乃葬 注の「八月」の下に「乃」 緩慢也」とある。 の字

二十一年春胥命于弭 夏同伐王城

たのである。 (「胥命」とは) 可理 鄭と虢とが、 は 鄭地である。 (血は歃らず) 約言だけし

る。

桓公三年に「夏齊侯衞侯胥命于蒲」とあり、 言以相命 而不歃血也」とあるのを參照 注に 「申約

鄭伯

王自圉門入

虢叔自北門入

殺王子頹及五大夫

- えたのである。 鄭伯享王于闕西辟 は、 象魏である。「樂備」 とは、 六代の樂をそろ
- 注の前半については、 のを参昭 而斂之」とあり、 于邦國都鄙 を参照。 公立于象魏之外」とあり、注に また、『周禮』大宰に「正月之吉 乃縣治象之灋于象魏 注に「鄭司農云 哀公三年の傳文に「季桓子至 「象魏 象魏 使萬民觀治象 門闕」とあるの 闕也」とある 始和 挾日 布治 御

とあるのを参照。 二十年の傳文 なお、そこの・も參 「樂及編舞」 の注に

疏に 「服虔云 西辟 西偏 也 とある。

- 王與之武公之略自虎牢以
- それを與えたのである。「虎牢」は、 佐したため、 土地を失った。だから、 「略」は、 界である。 平王から虎牢以東を賜わったが、 (かつて) 惠王が、今ここで、 鄭の 武 河南の成皐縣であ 公は、 あらためて 平王を輔 後にその
- 周平王享晉文侯仇之禮享晉侯」とあるのを參照 注の「略 に「鄭伯傅王 注の「鄭武公傅平王」については、 **盡虢略」の注に「東盡虢界也」とあるのを參照** 略」の注に、同文がみえる。なお、僖公十五年の 界也」については、定公四年の傅文 用平禮也」とあり、 注に 僖公二十八年の傳文 一傅)傅文 「封畛土
- 原伯日 鄭伯效尤 其亦。有咎
- 分がとがめたもの〕にならった、 尤」とは)子頽があらゆる樂を舞わせたこと〔かつて自 「原伯」とは、(十八年の)原莊公のことである。 ということである。 (「效
- なお、 注の前半については、十八年の傳文に 注の後半については、二十年の傳文に 原莊公逆王后于陳」とある。 樂及徧舞」とあり、 注に 「晉文公之季年 「皆舞六代之樂」とある。 「虢公晉侯鄭伯: 「冬王子頽享五大 使

文公元年の傳文に

諸侯朝晉

衞

于諸侯而伐衞 成公不朝 是效尤」とあるのを参照。 るのを参照。また、襄公二十一年の傳文に「王曰 「尤衞不朝 其又甚焉」とあり、 使孔達侵鄭 及南陽 故伐 今不朝王 先且居日 伐緜訾及匡 注に「尤晉逐盈 效· 尤· 是效衞 晉襄公既祥 禍也」とあり、 致禍」 而自掠之 ーとあ 尤· 而· 使告

五月鄭厲公卒 王巡號守

虢國を巡守したのである。天子が四方を視察するのを「巡 守」という。

二十三年の傳文に「王有巡守」とあり、注に「省四方」 卦の象傳に「后不省方」とあるのも参照 侯曰巡狩 とあるのを参照。 『易』觀卦の象傳に「先王以省方觀民設教」とあり、復 巡狩者 なお、『孟子』梁惠王下に「天子適諸 巡所守也」とあるのも參照。また、

虢公爲王宮于玤

「玤」は、虢地である。

王與之酒泉

「酒泉」は、 周 の邑である。

鄭伯之享王也 王以后之鞶鑑予之

「后」は、王后〔おきさき〕である。 [大帶] で、鑑 西方の羗胡は、 〔鏡〕を飾りにしたものである。今で なおそうしており、いにしえの遺服 (「鞶鑑」とは) 撃

定公六年の傳文「定之鞶鑑」の注に、 桓公二年の傳文「鞶厲游纓」 の注に「鞶 同文がみえる。 紳帶也

な

なお、注の「爲然」の「爲」 一名大帶」とあるのを參照 は、 校勘記に從って、「猶

に改める。

虢公請器 王予之爵

「爵」は、 酒を飲むための器 [さかづき]

桓公二年の傳文「飲至舎爵策勳焉 禮也」 である。 の注に、

同文

鄭伯由是始惡於王 がみえる。

僖公二十四年の、鄭が王の使者を執えたこと、のために 本を張ったのである。

僖公二十四年の傳文に「鄭之入滑也 鄭公子士洩堵兪彌帥師伐滑 滑人聽命 王使伯服游孫伯如 師 還

なお、 とある。 疏に「服虔云 飲酒器 故不聽王命 鄭伯怨惠王之入而不與厲公爵也 玉爵也 鞶鑑 而執二子」とあるのを參照 升日爵 王后婦人之物 又怨襄王之與 人之所貴者」 非所以賜有

冬王歸自

王が依怙贔屓したことを言ったのである。

疏に

「賈逵以文姜爲有罪

故赦而後葬

以説臣子

は書之也」 有罪不敢赦

とあるのを参照

所以須待革命

有時而用之

制·

二十有二年春王正月肆大告

で「過を赦し、罪を宥す」〔解卦象傳〕と稱し、『書』で 傳はない。(「肆大眚」とは) 有罪を赦したのである。『易』 「眚災を肆赦する」 〔舜典〕と稱し、 傳で「眚を肆し、

鄭を圍む」〔襄公九年〕と稱しているのは、いづれもみ

い ,るものではない。 (特別に) 行なうのであって、制度として常設されて 罪人を放赦し、もろもろの古いものをあらいおとし 心を一新するのである。 だから、 書いたのである。 (ただし) これは必要な時

文に に「天有四時 注の「有時而用之・・」については、 公九年の注に 於人平 陽以煖之 解天下之至結 「赦有罪也」及び「放赦罪人」については、 物不可終否 雲雨以潤之 失也 肆 得以成歳 成天下之亹亹 緩也 故受之以同人 災也」とあるのを参照。 然後能相育也 眚 雷霆以振之 過也」とあるのを参照。 肆大眚之謂也 同人者 疏に引く『釋例』 霜雪以齊之 天且弗違 また、 與人同 穀梁傳 堯日 而況

> 誅絶之罪不葬 とある。 爲嫌天子之葬也」とあり、 魯大赦國中罪過 ちなみに、 若不赦除衆惡而 欲令文姜之過 穀梁傳文に 范注に ≧書葬者 災 因是得除 「文姜罪應誅 嫌天子許之 紀也 以葬文 失 絶 明 故

也

なお、 須赦而後得葬」とある。 校勘記に從って、 經文の 三 十 の下に

の

癸丑葬我小君文姜

傳はな しているのである。 反哭して喪禮を完備 したから、 「小君」

隱公三年の傳文に

「夏君氏卒

聲子也

不赴於諸侯

あるのを参照。 定公十五年の傳文に 我小君某氏 批 葬」とあり、 不反哭于寢 不言葬小君」 也 卒哭而 耐於祖姑 とあるのを参照 注に「夫人喪禮有三 此備禮之文也」 日中自墓反 不耐于姑 また、 「葬定姒 三也 哀公十二年の傳文に「不反哭 故不曰薨 虞於正寢 とあるのを参照。 若此則書曰夫人某氏薨 不稱小君· 薨則赴於同盟之國 不稱夫人 所謂反哭于寢 不成喪也」と また、 故不言

陳

宣公の大子である。陳人は、大子を殺したという外聞を 赴告してきたのである。 きらったから、君父を稱さず、 國が公子を討ったとして

會齊侯宋公陳侯衞侯鄭伯許男滑伯滕子同盟于幽」の注に

また、隱公元年「九月及宋人盟于宿」

魯會之

不書其人

微者也」とあるのを参照。

の注に「客主無名

皆微者也」とあるのを參照

注の「與魯之微者盟」については、

十六年「冬十有二月

下の傳文に「春陳人殺其大子御寇」とある。 **衞殺孔達** 引く『釋例』に あるのを参照 所以懲不義重刑戮也 傳載其辭 に「古者 辭雖有臨時之状 討殺其大夫 晉侯使以殺大子申生之故來告 各以罪状宣告諸侯 其告則常也」と なお、 疏に

夏五月

疏に引く『釋例』に 以紀時變 以明歴數 「年之四時 莊公獨稱夏五月 雖或無事 及經四時有不 必空書首月

丘明無文 皆闕繆也」とある。

冬公如齊納幣

納· 幣· 來聘 注の前半については、疏に引く『釋例』に「宋公使華元 傳はない。 の)二傳に譏っているところが見えず、 んでいないのに、 非禮である。(なお)母〔文姜〕 (中略) 公之親納幣 納幣應使卿 公羊傳文に「納幣不書 禮を失していることが明らかだからである。 非禮也」とあり、穀梁傳文に「納幣 聘不應使卿 公が、 故傳明言其得禮也」とあるのを參照。 結婚を圖った點については、 卿を使わずに、 非禮也· 故傳但言聘共姫也 此何以書 故譏之」とあるのを參照。 のための三年の喪がす 自分で納幣したの 左氏にも傳がな 譏 使公孫壽來納幣 大夫之事也 何譏爾 公・ は ま

注の 吾治於高傒 「高傒 の注に「高傒 齊之貴卿」については、 齊卿高敬仲也」 九年の傳文 とあるのを 「管夷

親納幣者

喪·婚·

不待貶絶而罪惡見」とあるのも參照

る穀梁の范注に「公母喪未再朞而圖婚 爲重也」とあるのを參照。なお、 る

て諸侯に接することによって、 こで)魯の微者と盟ったのは、

霸業を興隆させたのであ

注の後半については、公羊の何注に「不譏喪娶者

杜注を襲ったと思われ

舉淫

傳無譏文

齊の桓公が、

へりくだっ

傳はない。

「高傒」は、齊の貴卿である。それなのに

秋七月丙申及齊高傒盟于防

二十二年春陳人殺其大子御寂

傳が「大子」と稱しているのは、 である 事實によって言ったの

上の經に「陳人殺其公子御寇」とあり、 也 とあるのを参照 陳人惡其殺大子之名 故不稱君父 以國討公子告」 注に「宣公大子

顓孫自齊來奔

る

陳公子完與顓孫奔齊

「公子完」・「顓孫」は、

いづれもみな、

御窓の仲間であ

(經に) 書いていないのは、卿ではなかったからである。

齊侯使敬仲爲卿

『史記』齊世家に「陳厲公子完 「敬仲」とは、(上の) また、 同田敬仲完世家に「完卒 陳の公子完のことである。 號敬仲」とあるのを参 諡爲敬仲」 とある

辭曰 羇旅之臣

のを参照

「羇」は、寄である。「旅」は、 客である。

也」とあるのを参照。 『史記』陳世家の 〈集解〉 に「賈逵日

及於寛政

寄 旅

客

は、 赦である。

える。 成公三年の傳文「各懲其忿以相宥也」の注に、

同文がみ

赦其不閑於教訓而免於罪戾 弛於負擔

『禮記』樂記「庶民弛政」の注に「弛政 「弛」は、 去離〔とりさる〕である。

去其紂時苛政

也」とあるのを参照。

君之惠也 所獲多矣 敢辱高位以速官謗

昭公二年の傳文「敢辱大館」の注に、 「敢」は、不敢である〔つまり、 反語ということ〕。 同文がみえる。な

敢」の注に「辭 お、『儀禮』聘禮「辭日 不受也 非禮也 對 **荅問也** 敢: 對日 二者皆卒曰敢 也

は「不敢當高位」とある。

言不敢」とあるのを參照。

ちなみに、

『史記』陳世家に

請以死告

一命を賭す、ということである。

詩云 翹翹車乘 招我以弓 豈不欲往 畏我友朋

いが、 まねくのに弓をもってしたのである。大命はいただきた 逸詩である。「翹翹」は、遠いさまである。 朋友にそしられることをおそれる、ということで 昔は、 士を

注の「翹翹 遠貌」 については、『詩』 周南 〈漢廣〉 の

疏に 「服虔云 翹翹 遠貌」とあるのを参照

注の 人」とあるのを参照 「昔我先君之田也 「古者聘士以弓」については、 旃以招大夫 弓以招士 昭公二十年の傳文に 皮冠以招虞

大也 敢再拜稽首 注の「顯命」については、 美也」とあるのを参照。 奉揚天子之丕顯休命」とあり、 僖公二十八年の傳 安に 「重耳 示

使爲工正

(「工正」とは) 百工をつかさどる官である。

逵日 文公十年の傳文「王使爲工尹」の注に、 なお、『史記』齊世家「於是以爲工正」の〈集解〉に 同文がみえる。

を飲ませた」と言っているのである。 ったのである。主人側の表現によったから、「桓公に酒

齊の桓公は、敬仲を賢としたから、その家まで會いに行

飲桓公酒

掌百工」とあるのを参照

公日

以火繼之

辭日

臣卜其晝 未卜其夜

不敢

「服虔云 臣・享君 必卜之 示戒慎也」 とある。

君子日 酒以成禮 不繼以淫 義也

夜まで酒を飲むのは、 淫樂〔度を過ぎた樂しみ方〕 であ

注の 「夜飲」 については、『詩』小雅 〈湛露〉 に 「厭厭

> 仲日 則止 昔者 臣卜其晝 在宗載考」とあり、 夜飲之禮在宗室 陳敬仲飲桓公酒而樂 未卜其夜 同姓諸侯則成之 鄭箋に 於是乃止 「載之言 桓公命以火繼之 此之謂不成也」 於庶姓其讓之 則也 考 敬

とあるのを参照 注の「淫樂」については、 昭公二十年の傳文に 「淫樂不

違」とあるのを参照。

初懿氏ト妻敬仲

以君成禮 「懿氏」は、 弗納於淫 陳の大夫である。龜を(用いるのを)「卜」 仁也

人日 郊 注の「龜日卜」については、 四年の傳文に「ト之 不吉 という。 不従 乃免牲」の注に、 筮短龜長 不如従長」とあり、 筮之 僖公三十一年 同文がみえる。 吉 昭公五年の傳文に 公日 「夏四月四ト なお、 從筮 僖公

とあるのを参照 あり、『周禮』春官の序官〈大ト〉の注に とあるのを参照。また、『禮記』曲禮上に 「卜之以守龜」とあり、同十九年の傳文に 「龜爲ト」と 「請龜以卜」 「問龜日卜」

其妻占之日

懿氏の妻である。

是謂鳳皇于飛 和鳴鏘鏘

雄を「鳳」といい、雌を「皇」という。 雄雌がいっしょ

妻がつれだって齊に行き、名聲を博する、というのと同 に飛びたち、 相和して鏘鏘と鳴く、というのは、 敬仲夫

じである

注の 鳳皇于飛 「雄日鳳 雄·翩 麒 親 親 其 羽 雌日皇」については、『詩』 雌日皇」とあるのを参照 亦集爰止」の毛傳に「鳳皇 大雅 阿 靈

仁瑞也

彭彭 注の 「鳴鏘鏘然」については、『詩』大雅 八鸞鏘鏘」 の鄭箋に 鏘鏘 鳴聲」とあるのを參 〈烝民〉 〉「四牡

有嬀之後 育于姜

照

「嫗」は、 陳の姓であり、「姜」 は、 齊の姓である。

五世其昌 並于正卿 八世之後 莫之與京

「京」は、

大である。

るのを参照。また、 『史記』 陳世家の "爾雅』釋詁及び『方言』一に、同文がみえる。 〈集解〉に「賈逵日 桓公九年の公羊傳文に 京 「京者何 大也」とあ なお、

なお、『史記』陳世家の 〈集解〉 に「服虔日 言完後五

世與卿並列」とある。

也」とあるのを参照。

陳厲公

蔡出也

姊妹の子を「出」という。

『爾雅』釋親に「男子謂姊妹之子爲出」とあり、『釋名』

釋親屬に 「姊妹之子日出 出嫁於異姓而生之也」

のを参照

故蔡人殺五父而立之

年にある。 「五父」は、 陳佗である。 陳佗を殺したことは、

桓公六

桓公六年に「蔡人殺陳佗」とある。

生敬仲

其少也

周史有以周易見陳

(「周史」とは) 周の大史である。

あるのを参照

昭公二年の傳文に

「觀書於大史氏

見易象與魯春秋」

ع

陳侯使筮之

蓍を(用いるのを)「筮」という。

『禮記』曲禮上に 「筴爲筮」とあり、 注に 「筴或爲蓍」

に「問蓍日筮」とあるのを參照。

とあるのを参照。

また、『周禮』

春官の序官

注

遇觀訓

下が坤〔≧〕で上が巽 のが、 「觀」 []]] である。

下の疏に「傳之筮者 諸爲注者 皆言上體下體 指取易義 若其畫卦示人 不爲論卦 丘明不畫卦 則當不煩

恐不識 私畫以備忘 遂傳之耳」とある。 此注

注亦不畫卦也

今書有畫卦者

當是後之學者

91)

- 下が坤〔|||] で上が乾〔|||] のが、「否」〔||||] て「否」となる、 「觀」の六四の爻 ということである [下から四番目の二] が (一に) 變じ である。
- ある。 とあるのを参照。 坤下巽上 『史記』陳世家「卦得觀之否」の〈集解〉 觀 坤下乾上 なお、 疏に「賈服及杜 否 觀爻在六四 に「賈逵日 並皆同焉」と 變而之否
- 日 是謂觀國之光 利用賓于王
- これは、『周易』〈觀〉 るのである。 互體があり、 いう書物は、六爻に、いづれもみな、變象があり、また、 聖人は、それらの義にしたがって、論斷す 卦の六四の爻辭である。『易』と
- 注の「變象」については、上の注に「觀六四爻變而爲否」 とあるのを参照

交互 注の に「自二至四 「互體」については、 各成一 卦 有艮象」とあるのを参照 先儒謂之互體」とある。 疏に「三至四 なお、下の注 三至五 兩體

此其代陳有國平 天也 風爲天於土上 遠而自他有耀者也 不在此 其在異國 坤 土也 非此其身 巽 風也 在其子

巽〔≡〕が變じて乾〔≡〕となるから、「風が天となる と言っているのである。(否罰の) 二から四までには

> 〔三〕の象があり、艮は山である 写易 説卦傳〕。

艮

有山之材而照之以天光 於是乎居土上

山は、材の生ずる所である。 照らす」と言っているのである。 坤 〔土〕があるから、「土の上に居り、天の光がこれを 上に乾 〔天〕があり、下に

故日 觀國之光 利用賓于王

四 子〕に朝することの象である。 ら一に) 變じて乾 [三] にゆくのは、國をたもち王 [下から四番目の位置] は諸侯であり、(それが 工(天)か

士 あるのを参照。なお、 廟」とあるのを参照。また、 『易緯乾鑿度』に「六位之設 皆由上下(中略) 二爲大夫 三爲三公 四爲諸侯 疏には「乾爲天子」とある。 上の傳文に「乾 五爲天子 天也」と 初爲元 上爲宗

王 庭實旅百 奉之以玉帛 天地之美具焉 故日 利用賓干

・艮は門庭であり、乾は金玉であり、坤は布帛である。(つ 象である。「旅」は、陳〔ならべる〕である。「百」とは、 物が備わることをいう。 まり)諸侯が王に朝して贄幣 〔禮物〕 をならべることの

爲天(中略)爲玉 「艮爲門庭・・」については、『易』説卦傳に「乾 とあり、また「艮爲山(中略)爲門闕」とあるの 爲金」とあり、また「坤爲地 (中略)

を参照

通 言語不達」とあるのを參照。 注の「贄幣」については、襄公十四年の傳文に「贄幣不

于市」の注に、 實旅百」の韋注に 注の「百 注の「旅 とあるのも参照 物而爲之備」とあるのを參照。なお、『國語』晉語四 『詩』小雅 言物備」については、宣公三年の傳文に 〈賓之初筵〉 陳也」については、襄公十四年の傅文 同文がみえる。なお、『爾雅』釋詁及び 「庭實 の毛傳にも「旅 庭中之陳也 百 陳也」とあ 舉成數也 「商 旅 百百

- 猶有觀焉 故曰其在後乎
- るのである。 のである。 のである。 (「観」という文字によって(さらに)ひろく占したから、「観」という文字によって(さらに)ひろく占したから、「観」という文字によって(さらに)ひろく占したから、「観」という文字によって(さらに)ひろく占したから、「
- い。 に改めるが、あるいは、「傅」に改めるべきかも知れな・注の「傳占」の「傳」は、一應、挍勘記に從って、「博」
- 風行而著於土

復爲木 風吹木實落去 更生他土而長育 是爲在異國〕。疏に「服虔云 巽在坤上 故爲著土也(一曰 巽爲風

とある

- 姜姓の先祖は、堯の四嶽である。
- 神農之後 堯四岳也」とあるのを参照。なお、その・も隱公十一年の傳文「夫許 大岳之胤也」の注に「大岳
- 山嶽則配天 物莫能兩大 陳衰 此其昌乎參照。
- ・ (下から四番目の一が一に)變じて、(二番目から四番目の一が一に)變じて、(二番目から四番目の一が一に)變じて、(二番目から四番目の一が一に)變じて、(二番目から四番目の一が一に)
- 上の注に「自二至四有艮象 艮爲山」とあるのを参照 必ず衰えることがわかる。
- 及陳之初亡也
- 昭公八年に楚が陳を滅す。
- 昭公八年に「冬十月壬午楚師滅陳」とある。
- 陳桓子始大於齊
- 「桓子」は、敬仲の五世の孫、陳無宇である。

其後亡也

哀公十七年に楚がまた陳を滅す。

成子得政 ある。 哀公十七年の傳文に「秋七月己卯楚公孫朝帥師滅陳

ع

いる。 と答えているのに對して、 る。 君子は、 際の事件にかかわって、 して、 になる〔亂は不誠實の事だから、そのとおりにならない〕」 出た場合は、 をきめ、まぎらわしいものをはっきりさせ、 言ったのである。 徳が卜にかなっていたから、 「成子」 [敬仲]が齊に禮を示し、 (だけ)を舉げて、後世に示したのであり、(後世の) 洪範では、龜筮を卿士 (また) 南蒯が亂をおこすことを卜して、「元吉」と 義を教える、ための、 丘明は、それ故、(卜筮については)諸々の、 吉と出)た場合は、そのまま、その應驗を獲て は、 その善なる點、 惠伯が「誠實(の事)ならば、そのとおり 陳常である。 ト筮は、 そこに應驗があらわ 深遠なる點を、 臧會が不誠實にすることをト 手立てである。(ただし)『尚 聖人が、 子孫も代々その徳を忘れず、 敬仲の八世の孫である。 (に謀るの) と同類にしてい 傳は、 どっちつかずのもの その始終をもれなく 銘記する(べき 同時に、(人 れているも

> 田乞卒 是於敬仲爲七世 疏に引く沈文阿『春秋左氏經傳義略』に「世家(中略) 記』田敬仲完世家に「無宇卒 文に「八世之後 「成子 子常代立 陳常也 莫之與京」とあるのを參照。また、『史 言八世者 是爲田成子」とあるのを參照。なお、 敬仲八世孫」については、 據其相代在位爲八世也」と 生武子開與釐子乞 (中略) 上の傳

注の 所以使民決嫌疑定猶與也」とあるのを參照 に「卜筮者 先聖王之所以使民信時日敬鬼神畏法令也

ある。

「卜筮者

聖人・・」については、『禮記』

曲禮上

注の 必神靈 とあるのを参照。 則有大疑 「尚書洪範・・」については、『尚書』 故云以同卿士之數 謀及乃心 なお、 謀及卿士 疏に「杜引洪範者 言龜筮所見 謀及庶人 洪範に 纔與卿士同 欲明龜筮未 謀及ト筮」

耳」とある

信之事 黄裳元吉 引南蒯者 注の「南蒯卜亂・・」 「南蒯之・ 則可 叛也 以爲大吉也 明吉凶由行 不然必敗」とあるのを参照。 (中略) については、 (中略) 惠伯日 南蒯枚筮之 不由卜筮 昭公十二年の 欲使人脩徳行 遇坤Ⅲ之比Ⅲ 吾嘗學此矣 なお、 疏 傳 派に「又 文に 不可 \Box

臧會卜僭。。」 については、 昭公二十五年の傳文 純信卜筮也」とある。

のである。

他はみな、

これに倣う。

僭吉 欺也」とあるのを参照。 初 (中略) 滅昭 伯 及昭伯從公 1如晉 臧會竊其寶龜 なお、 平子立臧會 疏に「又引臧會者 傻句 會日 以卜爲信與僭 僂句不余 古凶

〔莊公二十三年〕

亦由

山卜筮

不可專在於行

欲使人敬卜筮也」とある。

- 二十有三年春公至自由
- 傳はない。
- 傳はない。穀梁では、"祭叔來聘

祭叔は祭公のために魯に來聘し

- を) 聘させることを許さないのである。としている。 を) 聘させることを許さないのである。としている。 が出來ないから、「(祭公) 使」と言わず、祭公が(祭叔たのであり、天子の内臣〔祭公のこと〕は外交すること
- 之」とあって、鄭玄は、「使」を、「祭公使」ではなくて、 今祭叔不一心於王而欲外交 不得王命來 梁廢疾』には 穀梁傳文に「其不言使何也 くて、祭叔のこととしている。なお、 「王使」と解し、また、「天子之内臣」を、 故不與使也」とある。 [桓公十年注] 此祭叔或是祭公之弟」とある 「諸稱使者 ただし、范注に引く鄭玄『釋穀 是奉王命 天子之内臣也 疏に 其人無自來之意 「虞叔是虞公 故去使以見 祭公ではな 不正其外交

• 夏公如齊觀社

- ら、公は、それを見物に行ったのである。 齊が、社を祭ることに因んで、軍器をかぞえしらべたか
- なお、 書如 社 照。 年 且請期 『國語』魯語上「莊公如齊觀社」の韋注に「莊公二十三 また、 齊因祀社蒐軍實以示客 因閱數軍器 不言其事 疏に引く『釋例』に 齊· 社· 襄公 一十四年の傳文に 蒐軍 實 此春秋之常」とある。 以示薳啓彊」とあるのを參照 使客觀之」とあり、注に 「凡公出朝聘奔喪會葬 公往觀之也」とあるのを參 「楚子使薳啓彊如齊聘 皆 徝
- 公至自齊
- ・傳はない。

· 荊人來聘

賏 疏に引く『釋例』に「楚之君臣 が、(中國と)通交するようになったばかりで、 なのに臣と〕表現が同じであるのは、おそらく、楚 傳はない。「 をきちんと行なえなかった、からであろう。 漢之間 未閑周之典禮告命之辭 然猶未能自同列國 「荊子使某來聘」と書かず、 自生同異 故稱荊敗蔡師 最多混錯 君と臣とで〔君 楚武 王熊達始居 此乃楚之初 まだ禮 翘

ここを、君の場合〔君が來させた場合〕としているよう是君臣同辭」とあるが、從えない。杜預は、むしろ、一年楚人使宜申來獻捷 言使 則是君也 而經亦書楚人疏に「言君臣同辭者 此云荊人來聘 是臣來也 僖二十從其所居之稱 而揔其君臣」とあるのを參照。なお、

傳はない。公及齊侯遇于穀

である。

• 蕭叔朝公

穀で公に朝したから、「來」と言っていないのである。傳はない。「蕭」は、附庸の國で、「叔」は、名である。

注の「蕭 附庸國」については、宣公十二年「冬十有二野外では行なわないものである。

一般に、外で朝すれば、禮を具備できないから、嘉禮は

叔國 宋別封附庸也」とあるのを參照。照。また、『漢書』地理志上に「沛郡(中略)蕭 故蕭照。また、『漢書』地理志上に「沛郡(中略)蕭 故蕭

盟于蔑」の注に「附庸之君 未王命 例稱名」とあるの注の「叔 名」については、隱公元年「三月公及邾儀父

於廟 樂不野合」とあるのを参照。 注の「嘉禮不野合」については、定公十年の傳文に「嘉 注の「在外朝」については、公羊傳文に「其言朝公何 非五禮之嘉也 公在外也」とあり、 正也 於外 朝 非正也」とあるのを參照 於五禮屬賓」とある。 穀梁傳文に「其不言來 なお、 硫に 「嘉禮謂善禮 於外也 朝

秋丹桓宮楹

(「桓宮」とは) 桓公の廟である。「楹」は、柱である。

また、『詩』召南〈采蘩〉「公侯之宮」の毛傳に「宮 廟・末朝于武宮」の注に「文公之祖武公廟」とあるのを參照。・注の「桓公廟也」については、僖公二十四年の傳文「丁

也」とあるのを参照。

宮 桓公廟也 楹 柱也」とある。

也(中略)春秋傳曰 丹桓宮楹」とあるのを參照。
也(中略)春秋傳曰 丹桓宮楹」とあるのを參照。
との注に、同文がみえる。なお、『説文』に「楹 柱注の「楹 柱也」については、昭公元年の傳文「叔孫指注の「楹 柱也」については、昭公元年の傳文「叔孫指

冬十有一月曹伯射姑卒

たけれども、名をもって赴告してきた (からである)。傳はない。(名を書いているのは) 同盟はしていなかっ

説文心部云

艞

敬也

不戁者

不敬也

宣十

盟而不以名告)辟不敏也」とあるのを參照 僖公二十三年の傳文に 赴以名則亦書之(注 「凡諸侯同盟 謂未同盟)不然則否 死則赴 以名 往 謂同 禮也

十有二月甲寅公會齊侯盟于扈

った。 傳はない。「扈」は、 鄭地で、 **熒陽の卷縣の西北部にあ**

注の「滎」は、 文公七年「秋八月公會諸侯晉大夫盟于扈」の注に「扈 **熒陽卷縣西北有扈亭」とあるのを參照 校勘記に從って、「熒」に改める。** なお、

二十三年夏公如齊觀社 所以整民也 故會以訓上下之則 非禮也 制財用之節 曹劌諫日 不可

(「財用之節」とは) 貢賦の多少である。

文に「合諸侯藝貢事 小使受貢職也」とあるのを参照。また、昭公十三年の傳 『國語』魯語上「制財用之節」の韋注に「謂牧伯差國大 禮也」とあるのを參照

朝以正班爵之義 「不然」とは、 命に從わない、 帥長幼之序 ということである。 征伐以討其不然

釋不然爲不用命 異説として、 楊樹達『積微居讀書記』〈讀左傳〉に「杜 乃以意爲釋 非然有用命之義也

> 戁耳 事也 命伐之 説文然或作薙 詩商頌長發篇云 則有獻捷 所以懲不敬 故然可假爲戁矣」とある。 不戁不竦 勸有功也 傳云不然 此伐不敬之 猶詩云不

一年傳云

古者明王伐不敬

成二年傳云

淫湎毀

常常

王

諸侯有王

王事にたづさわるのである。

有日 九年の傳文に「葬靈王 王 『詩』 曹風 王事靡盬 謂朝聘於天子也」とあるのを參照。また、 弱 不可 〈下泉〉「四國有王 子展日 鄭上卿有事 與其莫往 郇伯勞之」の鄭箋に 弱 子展使印段往 不猶 愈乎 襄公二十 詩

王有巡守

とあるのを参照。

以蕃王室也

王事無曠

何常之有

遂使印段如周

云

不遑啓處

東西南北

誰敢寧處

堅事晉

四方を視察するのである。

二十一年の傳文「王巡虢守」 守」とあるのを参照 の注に「天子省方 謂之巡

以大習之

會朝の禮を盛大に演習するのである。

惠棟『春秋左傳補註』に「案管子幼官篇日

千里之外

二千里之内 諸侯五年而會至習命 諸侯三年而朝習命 所謂大習者 二千里之外 蓋習會朝之教命 三千里之

也」とある。

非是 典策に書くのであ 君不舉矣 君舉必書

序に「周禮有史官 亦各有國史

大事書之於策 小事簡牘而已」とあるのを

掌邦國四方之事

達四方之志

諸侯

書而不法 後嗣何觀

晉桓莊之族偪

桓公二年の傳文に「惠之二十四年晉始亂 桓叔・莊伯の子孫は、勢力が強く、公室を壓迫した。 人立孝侯 沃 (中略) 惠之三十年晉潘父弑昭侯而納桓叔 惠之四十五年曲沃莊伯伐翼弑孝侯」とあり、 故封桓叔于曲 不克

獻公患之 注に「莊伯 士蔿日 桓叔子」とあるのを參照。 去富子 則羣公子可謀也已

で (特に) 「士蔿」は、晉の大夫である。「富子」とは、二族の中 富強な者である。

逵· 注の前半については、『史記』晉世家の 注の後半については、異説として、洪亮吉『春秋左傳詁 晉大夫」とあるのを參照 〈集解〉 12 一 賈·

即係多知術能爲羣公子謀畫者 、「按 尋繹上下文義 疑富子爲羣公子之一 譖而去之 則羣公子失謀 非強族

である。

主矣 六年の傳文に 杜以富強解之 「富子諫」とあり、 恐誤」とある。ちなみに、昭公十 注に「富子

公日 とあって、こちらは、箇有名詞とされている。 爾試其事 士薦與羣公子謀 譖富子而去之

罪状をでっちあげて誣告したのである。同族〔羣公子〕 て讒言すれば、眞實らしくきこえ、骨肉を離間させれば、 もその富強をにくんでいたから、士蔿は、それにつけこ んで、離間させることが出來たのである。近親をつかっ

たのである。 (の力) は弱まる。だから、羣公子は結局、 滅ぼされ

聚而處之 士薦之計」とあるのを參照 冬晉侯圍聚盡殺羣公子」とあり、 「卒如

二十五年の傳文に「晉士薦使羣公子盡殺游氏之族

秋丹桓宮之楹

二十有四年春王三月刻桓宮桷

〔莊公二十四年〕

「刻」は、鏤〔ほる〕である。

である。夫人を迎えようとしていたから、 は、 飾りたてたの 椽

桷

[たるき]

注の「刻 鏤也」については、 哀公元年の傳文 「器不彤

乃城

卿逆」とあるのも参照

釋器に の注に 一金謂之鏤 刻也」とあるのを參照。 木謂之刻」とあるのを參照 また、 一爾 雅

用幣」 ここの公羊傳文「刻桓宮桷 を参照。また、二十三年の公羊傳文「丹桓宮楹 非禮與非正而加之於宗廟 以飾夫人 非正也」とあるの 注の「・逆夫人 故爲盛飾」については、穀梁傳文に「取 秦名爲屋椽 尾抽桷」の注に、 注の「桷 同義」とあるのを參照。 の何注に「丹之者 爲・娶齊女 欲以誇大示之」とあり、 榱也 の注に「莊公欲奢夸夫人」とあるのも參照 椽方曰桷」とあり、「椽 榱也」とあり、「榱 **椽也」については、襄公二十八年の傳文「子** 周謂之榱 同文がみえる。なお、『説文』に「梅 齊魯謂之桷」とあるのを參照 なお、 非禮也」の何注に「與丹楹 下の「戊寅大夫宗婦覿 非禮也

葬曹莊公

傳はない。

傳はない。親迎したのは、 夏公如齊逆女

公羊傳文に「何以書 桓公三年「公子輩如齊逆女」の注に「禮 親迎禮也」とあるのを参照。 君有故 なお、 則使

禮にかなっている。

秋公至自齊

傳はない。

八月丁丑夫人姜氏入 らなかった, としている。おそらく、孟任がいたから 姜氏は、公に約束することを求め、公といっしょには入 (「夫人姜氏」とは、 傳の) 哀姜である。 公羊傳では"

公羊傳文に「其言入何 臂盟公 有四義」とあるのを参照。また、三十二年の傳文に「初 丑乃入 何注に「僂 に朝したのである。 であろう。丁丑(の日)に入り、あくる日になって、 公築臺臨黨氏 不肯疾順公 夫人不僂 故爲難辭也 生子般焉」とあるのを參照 疾也 見孟任 從之 閟 不可使即入 不可使入 齊人語 夫人要公 不爲大惡者 難也 與公有所約 公至後 其言日何 約遠媵妾也 而以夫人言許之 與公約定 然後入」とあり、 難也 妻事夫 夫人稽留 八月丁 其難奈

なお、 也」とある。 有孟任之嫌 故即位二十三年乃娶元妃 疏に引く『釋例』に「莊公顧割臂之盟 故與姜氏俱反而異入 雖丹楹刻桷 經所以不以至禮書 身自納幣 崇寵孟任 而

戊寅大夫宗婦觀 用幣

お、 大夫之婦」とあるのを參照 文「齊侯使諸姜宗婦來送葬」の注に、 注の「宗婦 同じ贄をもたせ、 公は、夫人に自慢しようとしたから、 みえる。臣子としての道を明らかにするためである。莊 「宗婦」とは、 『詩』 小雅 が到着すると、 同姓大夫之婦」については、襄公二年の傳 同姓の大夫の婦である。 〈常棣〉 いっしょにまみえさせたのである。 大夫が贄〔おくりもの〕をもってま の疏に 「賈杜皆云 大夫と宗婦とに、 同文がみえる。 禮では、 宗婦 小 君 同姓 美 な

注 場合は見當たらず、 夫皆郊迎 夫人」とある。 「始見于君 |の「禮小君至••」については、『儀禮』士相見禮に 執贄至下 なお、 逆に、 公羊の何注には 容彌蹙」とあるだけで、 穀梁傳文には「禮 「禮 夫人至 大夫不見 小君の

注の 有内宗外宗 なお、異説として、 不言及 「故使大夫宗婦同贄倶見」については、 不正其行婦道 明日 鄭云 大夫宗婦皆見」とある。 沈欽韓『春秋左氏傳補注』に 王同姓之女 故列數之也」とあるのを参照 謂之内宗 雜記 王諸姑姊妹 穀梁傳 「按禮

之女

謂之外宗

又得兼母之黨

外宗爲君夫人 皆是

又有同

猶内宗也

鄭云

謂姑姊妹舅之女及從母

姓大夫之妻

喪大記

所謂外命婦也

又有外親之婦

明之外宗

服問注云

外宗

君外親之婦也

經言大夫宗

非·謂· 君與君同 志其非禮 觀 其言男女同贄者 大夫與宗婦雙雙而至也 則外内宗之嫁大夫者 體 杜預鹵莽 義亦當見 直謂婦 疏陋欲扶其説 此等荒謬誕妄處 人而用幣 尋傳文 及同姓大夫之妻 又無證 並不言大夫見 是無別於男子 直 據 孔氏手筆矣 觀夫人 徒謂 /小君

婦·

に讀んでいる。 にあげた公羊の 較傳語尤明 列女傳嬖孼六 則注疏之謬灼然矣」とある。 何注 亦載此事 ŧ, 「大夫の宗婦」と、 婦贄用幣 是男女無別 ちなみに、 一つのもの 也 上

大水

冬戎侵曹 傳はない。

傳はない。

曹羈出

弱で、 君 傳 桓公十一年「鄭忽出奔衞」の注に「莊公既葬 の埋葬がすんでいるのに、爵を稱していないのは、 はない。 人が名をもって赴告してきた、 自分の地位を安定させることが出來ず、 犀 は、 おそらく、 曹の世子であろう。 からである 不稱爵者 (そのた 微

取其合義

而去其異端

とあるのを参照

于鄭」の注に「父卒而不能自君 鄭人賤之 以名赴」とあり、 同十五年「鄭世子忽復歸 鄭人亦不君之

名以赴」とあるのを參照

赤歸

よって送り込まれたのであろう。だから、「歸」と言っ 傳はない。 ているのである。 「赤」は、 曹の僖公である。 おそらく、 戎に

なお、 成公十八年の傳文に「諸侯納之曰歸」とあるのを參照。 逐羈而立赤」とある。 疏に「賈逵以爲 羈是曹君 赤是戎之外孫

郭公

氏には適合しないから、 傳はない。 について、 公羊・穀梁の説は、不明確であるうえに、左 おそらく、 經の闕誤であろう。 採用しない。 「曹羈」 以下

者何 公羊傳文には 穀梁傳文には「赤蓋郭公也」とある。 序に「簡二傳而去異端」とあり、その疏に 曹無赤者 二傳有説 「曹羈者何 蓋郭公也 有是有非 曹大夫也」とあり、 郭公者何 可去可取 失地之君也」と 如是 また、 則簡選 示赤

> 二十四年春刻其桷 皆非禮也

「楹に丹塗りした」〔二十三年〕こともあわせて非

二十三年の公羊傳文に「丹桓宮楹 梁傳文に「丹楹 とするから、「皆」と言っているのである。 非禮也」とあるのを參照 非禮也」とあり、

御孫諫日 臣聞之 徳之共也

惡之大也

「御孫」は、魯の大夫である。

先君有共徳而君納諸大惡 無乃不可乎

と言っているのである。 **楹に丹塗りしたり桷に彫刻したりしないことを、**

『羣經平議』に「杜氏不釋共字

兪樾

爲共 徳而君納諸大惡 惡之大也 維時供祀六沴 似未得其旨 大也 洪與大 文異而義同 鄭注曰 猶云有大徳也 徳之洪也 洪從共聲 供謂大也 猶日徳之大也 故即叚共爲之 杜解日 下文又曰 供亦洪之叚字也 以不丹楹刻桷 先君有共 尚書大傳

とある。

秋哀姜至 (大夫と宗婦とであるのに)傳が「大夫」を言ってい 非常 公使宗婦觀 : 〔非禮〕 の方だけを舉げたのである。 用幣 非禮也

な

共

共當讀爲洪

爾

雅

- 「戊寅大夫宗婦覿 『同贄倶見』とあるのを参照。 用幣」とあり、 その注に 使大
- Ħ 男贄 大者 玉帛
- 公・侯・伯・子・ 卿は帛をもつ。 男は玉をもち、 諸侯の世子・ 附庸 孤

注の

榛

椇榛脯脩棗栗」の注に「榛實似栗而小」とあるのを

小栗」については、『禮記』曲禮下

「婦人之

參照。 摰

- の注に「諸侯執玉 なお、哀侯七年の傳文「禹合諸侯於塗山 とあるのを参照。 公執桓圭 『周禮』大宗伯に「以玉作六瑞 公之孤 攝其君 侯執信士 四命 則下其君之禮一等 また、 附庸執帛」とあるのも参照 以皮帛眡小國之君」とあるのを參照。 伯執躬幸 同典命に 子執穀璧 以等邦國 「凡諸侯之適子 未誓 執玉帛者萬國 則以皮帛繼子 男執蒲璧」 王執鎭圭 誓於
- 卿は羔をもち、 大夫は鴈をもち、 士は雉をもつ。
- 諸侯圭 るのを参照。 「周禮」 大夫執鴈 大宗伯に また、 大夫鴈 「以禽作六摰 士執雉 禮記 土雉」とあるのを參照 曲禮下に 庶人執鶩 以等諸臣 . 「凡摰 工商執雞」とあ 孤執皮帛 天子鬯
- 以章物
- もつ物をあきらかにして、貴賤をわけるのである。
- 【公二年の傳文 「衣 身之章也」の注に 「章貴賤」 とあ

- 不過榛栗棗脩 以告虔也
- づれもみな、その名に取って、敬を示すのである。 虔 は、敬である。(「榛」・「栗」・「棗」・「脩」は) 小栗である。 は、 脯 〔ほし肉〕 である。

V

- また、 注の に「故后夫人以棗栗腶脩者 文の何注に「棗栗取其早自謹敬 注の「皆取其名以示敬」については、上にあげた公羊傳 武〉「方斲是虔」の毛傳に「虔 於先君也」の注に、 注の「虔 殿脩云乎」の何注に あるのを参照。 栗戰自正也」とあるのも參照 「脩 文公二年の公羊傳文 謹敬貌」とあるのを参照。 若其辭云爾 敬也」については、 脯 また、公羊傳文「然則曷用 については、『説文』に 同文がみえる。なお、『詩』 「殿脩者 所以敘情配志也」とあるのを參照 「練主用栗」 凡内脩陰也 成公十六年の傳文「虔ト 脯也」とあるのを参照 敬也」とあるのを参照 なお、 殿脩取其斷斷自脩正 の何注に「栗猶 脩 『白虎通』 又取其朝早起 棗栗云乎 商頌 脯 也 ع
- 今男女同贄 無乃不可乎 是無別 也 男女之別 國之大節也 而 由夫

- 晉士薦又與羣公子謀 使殺游氏之二子
- 「游氏の二子」もまた、 桓・莊の族である。
- 二十三年の傳文に「晉桓莊之族偪」とあり、 莊伯之子孫 強盛 **偪迫公室」とあるのを参照** 注に 桓叔
- 士薦告晉侯日 可矣 不過二年 君必無患

〔莊公二十五年〕

- 二十有五年春陳侯使女叔來聘
- 「女叔」 陳の卿である。 女 は氏で、 「叔」 は字で
- 夏五月癸丑衞侯朔卒
- 傳はない。 惠公である。 名を書いているのは、

[魯] の大夫と幽で盟ったからである。

- 侯同盟 十六年に「冬十有二月會齊侯宋公陳侯衞侯鄭伯許男滑伯 滕子同盟于幽」とあり、 微者也」とある。 死則赴以名 なお、僖公二十三年の傳文に 禮也」とあるのを參照 注に「書會 魯會之 不書其人
- 六月辛未朔日有食之 「鼓」とは、 鼓用牲于社

鼓を伐ったのである。

(「用牲于社」とは)

- 牲を用いて社を祭ったのである。 [下の傳文]。 傳例に 「非常也」とあ
- 伯姫歸于杞
- 傳はない。「逆女」を書いていないのは、 が微者だったからである。

迎えにきたの

- 隱公二年に「九月紀裂繻來逆女」とあり、 月伯姫歸于紀」とあり、 あるのを参照。 前者の傳文に「卿爲君逆也」と つい で「冬十
- 秋大水 鼓用牲于社于門
- とある〔下の傳文〕。 「門」とは、 國門 (城門) である。 傳例に 「亦非常也
- 冬公子友如陳

十六年に

傳はない。 稱しているのは、(「弟」と「公子」とは) 史策では互通 莊公の同母弟であるのに、(「弟」と稱さず)「公子」と とは稱さない、のが、《春秋》の常辭である。公子友は 方がきちんと禮を行うとは限らないから、「朝」・「聘」 出て朝聘する場合は、 する言い方だからである。(つまり)同母弟は、肉親で 女叔の聘に返報したのである。 いづれもみな、「如」と書き、 諸諸の、 魯が

母弟の例は、宣公十七年にある。
稱したり、舊史〔史策〕の文のままにするのである。同稱したり、舊史〔史策〕の文のままにするのである。同べきところではないから、「弟」と稱したり、「公子」と弟が仲むつまじいということであり、(義)例をたてると稱して(獨自に)義を示すが、朝聘などの場合は、「弟」あって、他臣とは異なるから、殺害した場合は、「弟」

注の「諸魯出朝聘 皆書如・・」については、公羊の何聘」とある。

を参照。

聘也

内朝聘言如者

尊内也」

とあるの

鍼適晉 則示兄曲也」とあるのを参照。 注の「母弟至親・・」については、疏に引く『釋例』に 文に「公子慶父公子牙公子友皆莊公之母弟也」とある。 兩通之證也」とあるのを參照。なお、二十七年の公羊傳 注の「公子友 『釋例』に「庶弟不得稱弟 一兄而害弟 統論其義 女叔齊日 則稱弟以章兄罪 兄弟二人 交相殺害 莊公之母弟・・」については、 秦公子必歸 而母弟得稱公子 弟又害兄 なお、 此公子亦國之常言 隠公元年の傳文に 各有曲直 則去弟以罪弟 秦伯之弟 疏に引く 存弟

注の「母弟例在宣十七年」については、宣公十七年の傳叔武不稱弟 此其義也」とあるのを參照。之所興 故仍舊史之策 或稱弟 或稱公子 踐土之盟に「若夫朝聘盟會 嘉好之事 此乃兄弟之篤睦 非義例

皆母弟也」とある。 文に「凡大子之母弟 公在曰公子 不在曰弟 凡稱弟注の「母弟例在宣十七年」については、宣公十七年の傳

二十五年春陳女叔來聘 始結陳好也 嘉之 故不名

場合であるとすれば、名を稱するのが通常である。行き届いていたのである。卿に字をいうのが、よみする聘すると、季友が冬にお返しに聘し、友好(の仕方)が二人は、昔からの知りあいであった。だから、女叔が來本友〔公子友〕は魯の相であり、原仲は陳の相であり、

補う。 補う。 神う。 神う。 神の「接備」は、行き届くの意の連文と見る。 を参照。 を参照。 神の「接備」は、行き届くの意の連文と見る。 を参照。

注の「二人有舊」については、二十七年の傳文に「秋公

(「非常」とは) 鼓をうつきまりの月〔六月〕ではなか夏六月辛未朔日有食之 鼓用牲于社 非常也

注の「至於嘉好之事・・」については、疏に引く『釋例

「段不弟

故不言弟」とあるのも参照

えたから、月のずれを招いたのである。「辛未」は、實は七月の朔であり、閏の置き所をまちがった、ということである。〈長厤〉によって推算すると、

なお、 疏に引く『釋例』に「莊二十五年經書六月辛未朔 之非常禮也 置閏而置閏 正陽之月 文十五年經文皆同 有用幣伐鼓 鼓矣」とある。 辛未實七月朔 而先儒所未喩也」とあるのを參照。また、 實是七月朔 夏之四月 異説として、顧炎武『左傳杜解補正』に「周之六 蓋不鼓於朝而鼓於社 後傳發例 明此食非用幣伐鼓常月 杜氏不得其説而日 誤使七月爲六月也」とあるのを參照。 所謂正月之朔也 非六月 非六月也 而更復發傳曰非禮者 欲以明諸侯之禮 故傳云 此則咎在司麻 不用幣而用牲 以長厤推之 然則此其常也 非常也 因變而起厤誤 此乃聖賢之微旨 明前傳欲以審 疏に「不應 不當責其伐 唯正月之朔 是年失閏 此所以謂 7日有食 而日非 也

唯正月之朔 慝未作

かにしたのである。「慝」は、陰氣である。 この月は(實は)正陽の月ではない、ということを明ら傳が「唯」と言っているのは、(「六月」と書かれている)正陽の月をいう。今ここで、「六月」と書かれていて、「正月」とは、夏厤の四月(つまり)周厤の六月であり、

日有食之 於是乎用幣于社 伐鼓于朝

ででではならないことを明らかにし、大義を示すのであめ、それによって、陰が陽を侵してはならず、臣が君をいた場合に限り、諸侯は、社で幣を用いて、上公 [社神]した場合に限り、諸侯は、社で幣を用いて、上公 [社神]日食は、麻の上でいつでもおこり得るが、正陽の月に食

社稷五祀 是尊是奉」とあるのを參照。 五行之官 是謂五官 實列受氏姓 封爲上公 祀爲貴神注の「上公」については、昭公二十九年の傳文に「故有

常豊を夫したのである。 秋大水 鼓用牲于社于門 亦非常

常禮を失したのである

場合)祈り求めるだけで、牲は用いないので「天災」とは、日食・月食と大水とである。凡天災有幣無牲

(これらの

非日月之眚不鼓場合)祈り求めるだけで、牲は用いないのである。

ある。 「眚」は、災と同じである。月が日を侵すのが「眚」 陰陽(の序)が順であるか逆であるかは、 賢聖が で

注の「眚猶災也」については、二十二年の穀梁傳文に「眚 重んじる事であるから、特に鼓をうつのである。

晉士薦使羣公子盡殺游氏之族 災也」とあるのを参照 乃城聚而處之

冬晉侯圍聚 盡殺羣公子

るのを参照。

『史記』晉世家の

〈集解〉

に

「賈逵日

聚

晉邑」とあ

「聚」は、晉の邑である。

結局、 士薦の計略どおりになったのである。

去富子 二十三年の傳文に「晉桓莊之族偪 公子謀 士薦又與羣公子謀 則羣公子可謀也已 蓄富子而去之」とあり、二十四年の傳文に 使殺游氏之二子 士薦告晉侯日 公日 爾試其事 獻公患之 士薦日 士蔿與羣 可

〔莊公二十六年〕

不過二年

君必無患」とあるのを參照。

二十有六年春公伐戎

傳はない。

傳はない。 夏公至自伐戎

曹殺其大夫

傳はない。名を稱していないのは、

罪が無かったからで

衆也

文公七年の傅文に「書曰宋人殺其大夫 ある。例は、文公七年にある。 不稱名

且言非其罪也」とあり、注に「不稱殺者及死者名 故名不可知 死者無罪 則例不稱名」とある。 殺者

秋公會宋人齊人伐徐

傳はない。宋が齊の上におかれているのは、 ったからである。

十六年「夏宋人齊人衞人伐鄭」の注に「宋主兵也 上下 他皆放此」とあるのを參照 以國大小爲次 征伐 則以主兵爲先 春秋之常也 班序

傳はない。

冬十有二月癸亥朔日有食之

二十六年春晉士熹爲大司空 「大司空」は、 卿官である。

(106)

兵に主とな

二十三年の注に「士蔿 成公二年の注に「晉司馬司空 晉大夫」とあるのを參照。また、 皆大夫」とあるのを参照

夏士蔿城絳 以深其宮

「絳」は、晉が :都をおいていた所であり、 今の平陽の絳

邑縣である

秋虢人侵晉 冬虢人又侵晉

あくる年の傳「晉(侯)・伐虢」のために、 獨自の事件〕だけを言ったのである。 たりしたから、傳は(經について)解説せず、傳事 の本末〔經に書かれている事件の詳細〕 ていたが、(傳の素材となる) 簡牘が散佚していて、そ あったり、 事を言っているのは、經が(傳を必要としない)直文で のである。この年、經と傳とが、それぞれ あるいは、(經の素材となった)策書は殘っ がわからなかっ (全く) 別の 本を張った • (傅

注の 「直文」については、序に「四日 「策書」及び「簡牘」については、序に「大事書之 具文見意」とあるのを参照 盡而不汙 直書

年の傳文 考其眞僞 小事簡牘而已」とあり、「仲尼因魯史策書成文 「有蜚 而志其典禮」とあるのを參照。また、 不爲災 亦不書」の注に「傳之所據 隱公元

> 君命 政令也 諸侯有命 非唯史策 とあるのを参照 則記在簡牘 承其告辭 告則書 兼采簡牘之記」とあり、 而 史乃書之於策 不然則否」の注に「命者 Ë 不得記於典策 同 若所傳聞行言 十一年の 此蓋周禮之舊 傳文「凡 國之大事

[莊公二十七年]

• 二十有七年春公會杞伯姫于洮

地である。 「伯姫」は、 莊公の女〔むすめ〕 である。 逃 は、 魯

公羊の何注に「洮 内也」とあるのを参照

夏六月公會齊侯宋公陳侯鄭伯同盟于 हिह

秋公子友如陳葬原仲

注の「原仲 何 をあらわしていることからも、譏っていることがわかる。 して、外の大夫の葬に會したのであり、つぶさにその事 字を稱しているのである。季友〔公子友〕は、禮に違反 である。禮では、臣が死ぬと、 原仲」は、 陳大夫也」とあるのを参照。 陳大夫」については、公羊傳文に「原仲者 陳の大夫である。「原」は氏で、「仲」は字 名をいわない。 だから、

稱其名」とあるのを參照。 を参照。 玉藻に「士於君所言大夫 注の「禮 葬從主人也」とあるのも參照。 また、桓公二年の穀梁傳文に「臣既死 臣既卒 不名 なお、 沒矣 故稱字」については、『禮記』 公羊の何注に 則稱謚若字」とあるの 「稱字者 君不忍

禮而動 あるのを参照 注の「具見其事 盡而不汙 齊侯獻捷之類 直書其事 直書其事 亦所以知譏」については、序に 是也」とあり、その疏に「三者 不爲之隱 具文見意 具爲其文 丹楹刻桷 以見譏意」と 天王求車 . 四日 皆非

冬杞伯姫來

傳例に 「歸寧」とある [下の傳文]。

莒慶來逆叔姫

合は、字を稱す。例は、宣公五年にある。 の女〔むすめ〕である。 傳はない。「慶」は、 莒の大夫である。「叔姫」 卿が自分のために迎えに來た場 は、 莊公

宣公五年に「秋九月齊高固來逆叔姫」とあり、 とある。 とあり、注に「適諸侯稱女 九月齊高固來逆女 自爲也 適大夫稱字 故書曰逆叔姫 所以別尊卑也 卿自逆也 傳に「秋

杞伯來朝

俥 時の王に黜けられたのであろう。 はない。 杞が 「伯」と稱しているのは、

おそらく、

「夏

年 桓公二年に「秋七月杞侯來朝」とあり、 六月壬寅公會杞侯莒子盟于曲池」とある。 王所黜」とあるのを参照。 「滕子來朝」の注に「隱十一年稱侯 同十二年に 今稱子者 なお、 桓公二

公會齊侯于城濮

傳はない。 のである。 「城濮」 は、 衞地である。 衛を討とうとした

二十八年に「春王三月甲寅齊人伐衞」とある。 『史記』晉世家「四月戊辰宋公齊•秦•與晉侯次城濮 〈集解〉に「賈逵日 衞地也」とあるのを參照。

• 二十七年春公會杞伯姫于洮 諸侯の (なすべき) 事ではない。 非事 也

天子非展義不巡守

天子が巡守するのは、

徳義を宣布するためである。

諸侯非民事不舉 卿非君命不越竟

夏同盟 于幽 陳鄭服也 同文がみえる。

二十二年の傳文に「春陳人殺其大子御寇 二十二年に、陳が亂れて、齊が(陳の)敬仲を受け入れ、 平し、(陳と鄭とは)いづれもみな、 子家使執訊而與之書 工正」とあるのを參照。また、文公十七年の傳文に 侯使敬仲爲卿(注 孫奔齊(注 公子完顯孫皆御寇之黨) 顯孫自齊來奔 持っており、今ここで、始めて服從したのである。 二十五年(つまり)鄭の文公の四年に、(鄭が)楚と和 敬仲 以告趙宣子曰(中略)文公二年六 陳公子完) 辭日 齊に對して二心を 陳公子完與顓 (中略) 使爲 鄭

秋公子友如陳葬原仲 非禮也 原仲 季友之舊也

月壬申朝于齊

四年二月壬戌爲齊侵蔡

亦獲成於楚」と

弃其民

冬杞伯姫來 歸寧也

「寧」とは、父母の安否を問うのである。

安也」とあるのを参照 周南 〈葛覃〉に「歸寧父母」とあり、 毛傳に

凡諸侯之女 「歸」は、 かえらないという表現である。 歸寧日來 出日來歸

隱公元年「秋七月天王使宰咺來歸惠公仲子之賵」の注に、

夫人歸寧日如某 出日歸于某

疏に引く『釋例』に「歸寧者 故嫁謂之歸 出而見絶者也 父母之寧否 而不反也 如某者 父母沒 而寧謂之來 歸者 非終安之稱 有所往之稱 則使卿歸問兄弟也 見絶而出 女子既嫁 歸于某者 來者 則以來歸爲辭 出者 有所反之言 有時而歸 亦不反之 謂犯七

來

問

晉侯。伐虢 」とある。 士蔿日 不可 虢公驕

若驟得勝於我

必

民を弃てて養わなくなる。

無衆而後伐之 欲禦我 讓事樂和愛親哀喪 誰與 而後可用也 夫禮樂慈愛 戰所畜也

上が民を使うには、義・讓・哀・樂を本とする。(つま 無理強いしてはならない、ということである。

虢弗畜也 義・讓をたくわえず、 亟戰 ■ 饑

うことである。 無理に戦わせている、

王使召伯廖賜齊侯命 「召伯廖」は、 王の卿士である。

命を賜わって侯伯にし

たのである。

(109)

虎内史叔興父 策命晉侯爲侯伯」とあるのも參照。を參照。なお、僖公二十八年の傳文に「王命尹氏及王子を參照。なお、僖公二十八年の傳文に「王命尹氏及王子

- 且請伐衞 以其立子頹也
- (衞が)子頽を擁立したことは、十九年にある。
- 蘇子奉子頽以奔衞 衞師燕師伐周 冬立子頽」とある。・十九年の傳文に「秋五大夫奉子頽以伐王 不克 出奔温

〔莊公二十八年〕

る。地をいっていないのは、史官が書き落としたのでああげたことを諱み、賤者として赴告してきた、からであ齊侯が「人」と稱しているのは、賄賂を受け取ってひき敗績 二十有八年春王三月甲寅齊人伐衞 衞人及齊人戰 衞人

・ 下の傳文に「春齊侯伐衞 戦 敗衞師 數之以王命 取・ 下の傳文に「春齊侯伐衞 戦 敗衞師 數之以王命 取

夏四月丁未邾子瑣卒

僖公二十三年の傳文に「凡諸侯同盟 死則赴以名 禮也たけれども、名をもって赴告してきた (からである)。傳はない。(名を書いているのは)同盟はしていなかっ

盟而不以名告)辟不敏也」とあるのを參照。 赴以名則亦書之(注 謂未同盟)不然則否(注

謂同

秋荊伐鄭 公會齊人宋人救鄭

冬築郿

う」とある〔下の傳文〕。 「郿」は、魯の下邑である。傳例に「邑には『築』とい

疏に「國都爲上 邑爲下 故云魯下邑」とある。

大無麥禾

り入れ、(その結果)食糧不足と算定され、その後で書・「冬」のところに書いているのは、五穀をことごとくと

穀梁傳文に「大者いた、からである。

有顧之辭也

於無禾及無麥也」

とあ

臧孫辰告糴于齊

るのを参照

「臧孫辰」は、魯の大夫の臧文仲である。

文仲 魯大夫」とあるのを參照。また、『國語』魯語上十一年の傳文に「臧文仲日 宋其興乎」とあり、注に「臧

なお、疏に「服虔云 不言如 重穀急辭」とある。また、に「文仲以鬯圭與玉磬如齊告糴」とあるのを參照。

小戎子生夷吾

『儀禮』聘禮「若有言 則以東帛如享禮」の疏に「服注

云 無庭實也」とある。

- 二十八年春齊侯伐衞 戰 敗衞師 數之以王命 取賂而

• 晉獻公娶于賈 無子

「賈」は、姫姓の國である。

・恒公九年の傳文「秋號仲芮伯梁伯荀侯賈伯伐曲沃」の注

に「荀賈皆國名」とあるのを參照。

- 烝於齊姜

「齊姜」は、武公〔父〕の妾である。

「夷姜 宣公之庶母也 上淫曰烝」とあるのを參照。桓公十六年の傳文「初衞宣公烝於夷姜 生急子」の注に

「大戎」は、唐叔の子孫で、(晉とは)別に戎狄(の地)生秦穆夫人及大子申生 又娶二女於戎 大戎狐姫生重耳

にいた者である。

叔之後 別在大戎者 伯行 狐氏字」とあるのを參照。實生重耳」とあり、韋注に「狐氏 重耳外家 與晉倶唐・『國語』晉語四に「狐氏出自唐叔 狐姫 伯行之子也

・「小戎」は、允姓の戎である。「子」は、女〔むすめ〕

である。

とあり、注に「允姓 陰戎之祖」とあるのを参照。「先王居梼杌于四裔 以禦螭魅 故允姓之姦居于瓜州」注の「小戎 允姓之戎」については、昭公九年の傳文に

維行」の毛傳に「長子 長女也」とあるのを參照。注の「子 女也」については、『詩』大雅〈大明〉「長子

晉伐驪戎 驪戎男女以驪姫

るのを「女」という。 姓で、その爵は男である。女〔むすめ〕を人にとつがせ「驪戎」(國) は、京兆の新豐縣にあった。その君は姫

上に「京兆尹(中略)新豐 驪山在南 故驪戎國」とあ注の「驪戎在京兆新豐縣」については、『漢書』地理志

るのを参照。

雍氏女於鄭莊公 日雍姞」の注に「以女妻人曰女」とあ注の「納女於人曰女」については、桓公十一年の傳文「宋

るのを参照。

歸

生奚齊

其娣生卓子

驪姫嬖

欲立其子

賂外嬖梁

五與東關嬖五

(卿ではなく)大夫であったが、獻公に嬖幸〔寵愛〕さ關所〕にいた者で、名が同じく五である。いづれもみな、外にいた者であり、「東關嬖五」は、別に關塞〔國境の(「外嬖梁五」は)姓が梁、名が五で、闔闥〔門戸〕の

(111)

爲姓矣· して、 あまりはっきりはしないが、どうやら、 以梁爲姓 下不當復有嬖字 關の嬖臣の五、 梁五」を、 ħ 内嬖也 國事に參與していたのである。 韋昭注晉語亦曰 廣韻東字注日 王引之『經義述聞』に「外嬖 既以東關爲姓 而謂之梁嬖五可乎 と讀んでいるようである。 外の嬖臣の梁五、「東關嬖五」を、 外嬖也 梁五既稱其姓曰梁 漢複姓 <u>一</u> 五 則東關下愈不當有嬖字 外嬖二字 左傳晉有東關嬖五 獻公嬖大夫 漢書古今人表 對内嬖而言 東關五不應獨略其 統二五言之 杜預は、 なお、 梁五與東關五 正作東關 則東關· 異説と 如梁五 「外嬖 (東) 東・關・ 驪姫

使言於公曰 曲沃 君之宗也

是古文無嬖字之明證

杜注皆失之」とある。

章也」とあるのを参照

- 吾先祖宗廟所在」とあるのを參照。また、『國語』晉語 沃」とあるのを参照。 桓公二年の傳文に ある所である 「曲沃」は、 の韋注に 「曲沃 桓叔が封ぜられた所であり、 「惠之二十四年晉始亂 桓叔之封 また、『史記』晉世家に 先君宗廟在焉」とあるの 故封桓叔于曲 先君の宗廟が · 一曲 沃
- 「蒲」は、今の平陽の蒲子縣である。• 蒲與二屈 君之疆也

三屈

は、

今の

を参照

- である、とも言われている。 平陽の北屈縣である。(傳文の)「二」は「北」にすべき
- 異説として、『國語』晉語一の韋注に「二屈である、とも言われている。

今河東有北屈

則是時復有南屈也」とある。

屈

有南

北

- 耳夷吾主蒲與屈 則可以威民而懼戎 且旌君伐 戎之生心 民慢其政 國之患也 若使大子主曲沃而重不可以無主 宗邑無主 則民不威 疆場無主 則啓戎心
- 表也」とある。なお、『國語』晉語一の韋注に「旌僖公二十四年の傳文「以志吾過 且旌善人」の注に「旌事 死又離之 以自旌也」の注に、同文がみえる。また、注の「旌 章也」については、定公元年の傳文「生不能注の「旌」は、章〔あらわす〕である。「伐」は、功である。「旌」は、章〔あらわす〕である。「伐」は、功である。
- 力日功 者人臣功有五品 文がみえる。 使郤至獻楚捷于周 注の「伐 「國語」 晉語一の韋注に 明其等日伐 功也」については、 なお、『史記』高祖功臣侯者年表序に「古 以徳立宗廟定社稷日勳 與單襄公語 積日日閲」とあるのを参照。また、 「伐 成公十六年の傳文 功也」とあるのを参照 驟稱其伐」の注に、 以言日勞 「晉侯 同
- とをいう。二公子に、(國を) 出て、そこに都邑をつく「廣莫」は、遠く隔った狄地である。つまり、蒲と北屈使倶曰 狄之廣莫 於晉爲都 晉之啓土 不亦宜乎

のを参照。また、『論語』微子「長沮桀溺耦而耕」の

ある うことである。獻公が決心しなかったから、さらに、二 らせれば、晉は大いに領土をひろげることになる、とい 人の五に、 口を揃えてこのような利點を説明させたので

韋注に「使倶者 注の「使二五倶説此美」については、『國語』晉語一の なお、注の「蒲子北屈」の「子」は、挍勘記に從って、 使二五同聲也」とあるのを参照

晉侯説之 公子皆鄙 「與」に改める。 夏使大子居曲沃 重耳居蒲城 夷吾居屈 鋫

「鄙」は、邊邑である。

唯二姫之子在絳 十九年「冬齊人宋人陳人伐我西鄙」の注に、同文がみえ る。なお、その・を参照 二五卒與驪姫譖羣公子而立奚齊 晉人

謂之二五耦 (「耦」とは) 二つの耜〔すき〕を並べて、幅を一尺に

注の前半については、『周禮』考工記〈匠人〉に 五寸 二耜爲耦 し、いっしょに一伐 (の土)を (ほり) おこすのである。 公室を損傷した、ということである。 (つまり) 二人が、これと同じように、いっしょに晉の 一耦之伐 廣尺深尺 謂之毗」とある 「耜廣

> 疏 注の後半については、『周禮』考工記〈瓬人〉「凡陶瓬之 に「耜是今之釋 髻墾薜暴不入市」の注に「墾 頓傷也」とあるのを 兩耜並 得廣一尺 一尺則成伐也」とあるのを参照。 廣五寸 五寸則不成伐 故二人並

に改める。 なお、傳文の「二耦」 は、 校勘記に從って、「二五耦₋ 参照

楚令尹子元欲蠱文夫人

る〕のである。 文王の弟である。「蠱」とは、淫事でまどわす〔誘惑す (「文夫人」は) 文王の夫人の息嬌である。「子元」は、

注の「文王夫人息嬌也」については、十四年の傳文に「楚 焉」とあるのを参照 子如息 以食入享 遂滅息 以息嬀歸 生堵敖及成王

注に「子元 注の「子元 文王弟」については、『國語』 楚武王子 文王弟 王子善也」とあるのを 楚語上の韋

爲館於其宮側而振萬焉

参照

注の「振 「振」は、 動也」については、『禮記』月令「蟄蟲始振」 動である。「萬」は、 舞 (の名)である。

の注に「振

動也」とあるのを參照。なお、

赛公四年の

まの「萬、舞也」こついては、急公五手の専文「元傳文に「戎狄事晉 四鄰振動 諸侯威懷」とある。

注の 仲子之宮 とあるのを参照 のを参照。 八年「壬午猶繹 、また、 萬焉」の注に、 舞也」については、 同年の公羊傳文に 萬入去籥」 一の注に 同文がみえる。 隱公五年の傳文「九月考 「萬 「萬者何 舞名」とある なお、 干舞也」 宣公

諸仇讎 而於未亡人之側 不亦異乎 夫人聞之 泣曰 先君以是舞也 習戎備也 今令尹不尋

という。

注の「尋 用也」については、昭公元年の傳文「日尋干ぬと」、自分を「未亡人」と稱する。「尋」は、用である。婦人は、ひとりになると〔夫が死

等諸侯論〉「尋斧始於所庇 制國昧於弱下」の李善注にとあるのを參照。また、『文選』卷第五十四陸士衡〈五郊祀志上「寖尋於泰山矣」の注に「鄭玄曰 尋 用也」文 以相征討」の注に、同文がみえる。なお、『漢書』

とあるのを参照。 博文「施及未亡人」の注に「婦人 夫死 自稱未亡人」注の「婦人既寡 自稱未亡人」については、成公九年の

「賈逵國語注日

尋

用也」とあるのを参照

* 御人以告子元

「御人」は、夫人の侍人である。

子元日 婦人不忘襲讎 我反忘之 秋子元以車六百乘伐

鄭 入于桔柣之門

「桔柣(之門)」は、鄭の遠郊の門である。

子元鬭御疆鬭梧耿之不比爲旆

尺〕のを「旐」といい、旐(のさき)につぎたすのを「斾」つとめた〕のである。幅が布幅いっぱいで長さが尋〔八子元自身と三子とが、特に旆を建てて前にいた〔先陣を「う竇省劍竇本耳気フト魚が

参照。また、哀公二年の傳文「以兵車之旆與罕駟兵車先八年の傳文「以旆先」の注に「建旆以先驅」とあるのをの注に「旆 軍前大旗」とあるのを参照。また、襄公十注の前半については、宣公十二年の傳文「令尹南轅反旆」

の方には、文頭に「緇」の字がある。注の後半は、『爾雅』釋天の文である。ただし、『陳』の注に「旆 先驅車也」とあるのを参照。

三子が、後にいて、鬭班王孫游王孫喜殿

三子が、後にいて、背面の備えをなしたのである。

参照。 戎車之殿 以爲謀主」の注に「殿 後軍」とあるのを 襄公二十六年の傳文「子儀之亂 析公奔晉 晉人寘諸

衆車入自純門 及逵市

大通りにそった市である。「純門」は、鄭の外郭の門である。「逵市」は、郭内の

九軌日逵」とあるのを参照 宣公十二年の傳文 「入自皇門 至于逵路」 の注に 「塗方

縣門不發 楚言而出 子元日 鄭有人焉

注の前半については、襄公十年の傳文「縣門發」の疏に 閉じず、兵を外に出して、楚の言葉のまねをさせた。 楚に對して餘裕を示そうとしたから、(わざと) のため、子元は用心して、進もうとしなかったのである。 「縣門者 「縣門」は、 編版 内城の門につるしてある扉である。 廣長如門 施關機 以縣門上 城門を 鄭は 有寇

元日 注の後半については、異説として、楊伯峻『春秋左傳注 復操楚語而退出 に「(傳 鄭有人焉) 楚言而出)楚子元等既入城 此即楚言之内容也」とある。 杜注謂鄭出兵而效楚言 見其縣門不發 誤矣 7

則發機而下之」とあるのを參照

諸侯救鄭 楚師夜遁 鄭人。奔桐 Fr:

許昌縣の東北部に桐丘城がある。

諜告日

楚幕有烏

乃止

である 課」は、 間〔しのび〕である。 幕」 は、 帳 [とばり]

注の「諜 伯嘉諜之」の注に「諜 出」の注に、 間也」については、僖公二十五年の傳文 同文がみえる。なお、桓公十二年の傳文 何也」とあり、 哀公元年の傳文 謀 「使

> た、『國語』晉語四「諜出日」の韋注に「諜 「使女艾諜澆」の注に「諜 候也」とあるのを参照。 間候」 ع

ま

あるのを参照

格 0) 幕之下」の注に「駐於野 注の「幕)傳文「私屬徒七百人 令士試躍之」とあるのを參照 帳也」については、 三踊於幕庭」 張帳而殺之」とあり、 哀公六年の傳文 の注に

「殺諸野

冬饑 臧孫辰告糴于齊 禮也

經が である。(なお、經が)「饑」を諱んだかにまぎらわし 糴できるのをまった〔實際に糴できた時點で書いた〕の と言い、 から、「禮にかなっている」と言っているのである。 いたのである。 いているのは、糴〔かいよね〕に行った時點のことを説 「大無麥禾」と書いているのに對して、 しかも、「饑」を先に書いて「築郿」の上に置 經が(「築郿」の)下に置いているのは、 傳が

扣 經の疏に「服虔日 あるのを参照。 傳言饑 傳言饑者 而經不書者 指未糴之前 陰陽不和 土氣不養 得齊之糴 説告糴之意 救民之急 故禾麥不成也 故言饑也」と 不至於饑

築郿 非都也 凡邑 有宗廟先君之主日都 無日邑 邑

『渇豐』では 日築 都日城

注の「周禮・・」については、『周禮』小司徒に「九夫ているから、(邑の)他の「築」は、この例に入らない。という。宗廟を尊ぶためである。(なお)「凡邑」と言っしかしながら、宗廟がそこにあれば、邑であっても、「都」『周禮』では、四縣が「都」で、四井が「邑」である。『周禮』では、四縣が「都」で、四井が「邑」である。

爲井

四井爲邑

四邑爲丘

四丘爲甸

四甸爲縣

四縣

爲都」とある

姫之館 之廟 注の 注の「言凡邑・・」については、疏に「若築臺築囿築王 尊邾之廢廟與先君同 則都而無廟 に「若邑有先君宗廟 「然宗廟所在・・」については、 患漆本非魯邑 則皆稱爲築 固宜稱城 因説日 非經傳意也」とあるのを參照 雖小日都 無大小之異」とある。 城漆是也 漆有邾之舊廟 尊其所居而大之也 而穎氏唯繫於有先君 疏に引く『釋例』 是使魯人 然

〔莊公二十九年〕

二十有九年春新延廐

・ 傳例に「(この記事を)書いたのは、時節はずれだった、という表現である〔下の傳文〕。「新」と言っているのからである」とある〔下の傳文〕。「新」と言っているの・ 傳例に「(この記事を)書いたのは、時節はずれだった

言新 傳文に「新延廐者何 用皆隨之矣 知經闕作字也 經書延廐 謂興起功役之事也 疏に引く『釋例』に「言新 此稱經文 而盜共其用 延廐不書作 既已鄙近 固當有因 有故也」とあるのも參照 稱新而不言作 焉有所用之木非公命也 而以不時爲譏 豊然乎哉」とあるのを參照。 且材木者 今爲春秋微義 所用之木 而劉賈云 揔而言之 脩舊也」とあり、 傳言 立廐之具也 非公命也 言新 意所起 義不在作也 不復分別因舊與造新也 直記別此門此觀有新木故 有故木 新作延廐 凡諸興造 此爲匠人受命立廐 言作 穀梁傳文に「其 公命立廐 言作 然尋傳 なお、 以興事 固當有 有新木 不時· 則衆 足以 通

• 夏鄭人侵許

ある〔下の傳文〕。 傳例に「鍾鼓を鳴らさなかった場合は『侵』という」と

秋有蜚

傳例に

「災害をもたらした」とある

[下の傳文]。

冬十有二月紀叔姫卒

傳はない。紀國は滅んだけれども、叔姫は節義を守った

から、 紀 に繋げ、 賢として記録したのである。

婦道 十二年「春王三月紀叔姫歸于酅」の注に「紀侯去國而死 叔姫歸魯 故繋之紀 紀季自定於齊 而以初嫁爲文 而後歸之 賢之也」とあるのを參 全守節義 以終

城諸及防

作した場合、 [下の傳文]。 「書いたのは、時節にかなっていたからである」とある 「諸」・「防」 傳は、いづれもみな、(凡例に)かさねて、 は、 諸諸の、 いづれもみな、 危難に備えるためではなくて興 魯の邑である。 傳例に

これに倣う。「諸」は、今の城陽縣である。 なかった」)と言うことによって解釋する。 「時節にかなっていた」(あるいは、「時節にかなってい 他はみな、

なお、 傳の疏に引く『釋例』に「傳既顯稱凡例 若城西郛 各重發者 疏に 傳特日懼齊 「賈逵云 皆以別無備而興作 言及 此其意也」とあるのを参照 先後之辭」とある。 如書旱雩之別過雩也 而書時書不時

二十九年春新作延廐 書 不時也

經 作 の字がな い のは、 おそらく、 闕文であろう。

> 凡 日中而 出 日中而 入

るのである。 春に作りなおした。だから、「時節はずれ」と言ってい に合わせてなおすのである。(ところが)今ここでは、 にしなければいけない。(つまり) 馬が入ろうとする時 「日中」は、春分・秋分である。廐をなおすには、 秋分

違馬節 疏に引く『釋例』に「春秋分而晝夜等 則皆還廐 春分百草始繁 故曰 此周典之制也 書 則牧於坰野 不時也」とあるのを參照 今春而作廐 秋分農功始藏 謂之日中 已失民務 水寒草枯 凡馬

夏鄭人侵許 凡師 有鍾鼓曰伐

相手の罪を鳴らす [宣布する] のである。

韋注に 「國語」 「以聲張其罪」とあるのを參照 晉語五に 「是故伐備鍾鼓 聲其罪 也

無日侵

輕日襲 鍾鼓を鳴らさないのである。

相手の不意をつくのである。

疏に引く『釋例』に「侵伐襲者 鼓以聲其過日伐 寢鍾 一鼓以入其竟日侵 師旅討罪之名也 掩其不備 日襲 鳴鍾

此所以別興師用兵之状也」とあるのを參照

- 秋有翡 爲災也 凡物 不爲災 不書
- 冬十二月城諸及防 書 時也 凡土功 龍見而畢務 戒
- 今〔夏正〕の九月 時の農務がおわりになると、民に土功の事を命じ(て準 備させ)るのである。 の角・亢があけがた東方に現われ、(春・夏・秋の)三 (つまり) 周正の十一月をいう。 龍 足
- 疏に引く『釋例』に「都邑者 夏之九月周之十一月 隙備其守禦 百姓之保障 三務始畢 無妨民務 不固則敗 而戒民以土功事也」とあるのを參照 龍星角亢 傳日 不脩則壞 龍見而畢務 人之聚也 晨見東方 故雖不臨寇 國家之藩衞 戒事也 於是納其禾 必於農 謂
- 火見而致用
- 大「火」は、心星で、角・亢についで現われるものであ る。(「致用」とは)工事の用具を現場に運ぶのである。
- 疏に引く『釋例』に「火見而致用 文に「心爲大火」とあるのを参照 於是致其用也」とあるのを参照。 また、 大火星次角亢而晨見 襄公九年の傳
- 正而栽
- 今〔夏正〕の十月をいう。定星 |〔營室〕がゆうがたに南

てて、 中する 興作にとりかかるのである。 (時期になる) と、板幹 [版築用の板と柱] を立

傳に 鄘風 而中 亦日栽」とあるのを参照。 とあり、『禮記』中庸「故栽者培之」の注に また、定公元年の傳文「庚寅栽」の注に「栽 なお、注の「樹板榦」については、宣公十一年の傳文に 土功其始」とあり、 とあるのを参照。 是可以營制宮室 疏に引く『釋例』に「水・正而栽 「平板榦」とあり、 定星• 正於午 定 〈定之方中〉に「定之方中 作于楚宮」とあり、毛 於是樹板榦而興作焉」とあるのを參照。また、『詩』 營室也」とあり、鄭箋に「定星・中而正 故謂之營室 定•中而正 また、『國語』周語中に「營室之中 注に「榦 楨也」とあるのを参照 土功可以始也」とあるのを参照 韋注に「定 謂之營室也 謂夏之十月 謂小雪時」 「築墻立板 建亥小雪 設板築」 定星 於·

中·

日至而畢

冬至になると、 のである。 微陽が動きはじめるから、 土功はやめる

王正月辛亥朔日南至」とあり、注に「周正月 疏に引く『釋例』に なお、注の「日南至」については、僖公五年の 故土功息」とあるのを参照 「日至而畢 謂日既南至 傳文に「春 今十一月 微陽始動 欲救鄣而不能也」とあるのを參照

冬至之日 日南極」とあるのを参照。

樊皮叛王

「樊皮」は、周の大夫である。「樊」はその采地で、

「皮」

ろう。

三十年春王正月

夏次于成

E)前半については、&&(こm「更宜月ち入人句」)はうとしていたから、それに備えたのである。ただ「次」と言っているのである。齊が鄣を降伏させよ傳はない。• が卑く師が少なかったから、(主語がなく)

幽 注の前半については、隱公二年「夏五月莒人入向」 注の後半については、 のを參照。なお、疏に「他國可言某人 十有二月會齊侯宋公陳侯衞侯鄭伯許男滑伯膝子同盟干 に「・卑師少稱人」とあるのを參照。また、十六年 の注に 故魯之大夫使出者 「書會 魯會之 穀梁傳文に 皆言其所爲之事而已」とある。 不書其人 次 止也 微者也」とある 魯事不得自稱魯 有畏也 の注

· 秋七月齊人降鄣

く、齊は、遠くから武力でおどして、降伏させたのであらを強固にすることが出來なかった。(だから)おそら縣の東北部に鄣城がある。(鄣は)孤立した小國で、自・傳はない。「鄣」は、紀の附庸の國である。東平の無鹽

此蓋附庸小國 若邿鄟者也」とあるのを參照。 侯去國至此二十七年 紀侯猶不堪齊而去 則邑不得獨存疏に引く『釋例』に「劉賈依二傳以爲鄣紀之遺邑 計紀

• 八月癸亥葬紀叔姫

なかった〔國が滅んだ〕から、諡〔おくりな〕がない・傳はない。賢であったから記録したのである。臣子が

である。

二十九年「冬十有二月紀叔姫卒」の注に「紀國雖滅

叔

姬執節守義

故繫之紀

賢而録之」とあるのを参照

• 九月庚午朔日有食之 鼓用牲于社

・傳はない。

冬公及齊侯遇于魯濟

▪ 濟水は、齊と魯の領域をよぎっており、齊の領域内の部

0

魯地であろう。 よばれていた。 「齊濟」とよばれ、 (だから、ここの「魯濟」は) おそらく、 魯の領域内の部分は「魯濟」と

疏に引く『釋例』に「濟水 北經高平東平至濟北 東北經濟南至樂安博昌縣 自熒陽卷縣 東經陳留至濟

齊人伐山戎 とある。

三十年春王命虢公討樊皮 夏四月丙辰虢公入樊 執樊仲

今鮮卑也」とあるのを參照

〈集解〉に

「服虔日

山戎

北狄

「山戎」は、北狄である。 『史記』齊世家の

楚公子元歸自伐鄭而處王宮 そのまま文夫人を誘惑しようとしたのである。 歸于京師

二十八年の傳文に「楚令尹子元欲蠱文夫人 爲館於其宮 車六百乘伐鄭」とあるのを参照。 以告子元 側而振萬焉 今令尹不尋諸仇讎 子元日 夫人聞之 婦 人不忘襲讎 而於未亡人之側 泣日 先君以是舞也 我反忘之 不亦異乎 秋子元以 習戎備也

> 關射師 諫 則執而梏之

といい、 (翻) 射師」は、 手のを「梏」という。 鬬廉である。 足 (にはめる) のを 桎

注の前半については、疏に引く『譜』に

鬬射師

子 注の後半については、 疏に「服虔云 鬬班 中罪桎梏 若敖孫」とあるのを參照。 射師 下罪梏」の注に「在手曰梏 『周禮』掌囚「凡囚者 若敖子鬬班也」とある。 なお、異説として、 在足日桎

秋申公鬭班殺子元

とあるのを参照

な「公」と稱していたのである。 「申」は、楚の縣である。 楚は、 名號を僭し、 縣尹がみ

鬬穀於菟爲令尹 自毀其家以紓楚國之難

「鸜穀於菟」は、令尹子文である。「毀」 「紓」は、緩である。 は、 滅である。

Ż 傳文に「初若敖娶於邓 注の「鬬穀於菟 令尹子文也」については、 實爲令尹子文」とあるのを参照 **祁子田** 淫於邓子之女 謂虎於菟 見之 生子文焉 故命之日鬬穀於菟 懼而歸 生鬬伯比 夫人以告 **邱夫人使弃諸夢中** 若敖卒 遂使收之 以其女妻伯比 宣公四年の 從其母畜於

焉」の注などに、同文がみえる。なお、『詩』小雅〈采速唯命 不然 紓我」の注、文公十六年の傳文「姑紓死注の「紓 緩也」については、僖公三十三年の傳文「遲

• 冬遇于魯濟 謀山戎也 以其病燕故也

菽〉「彼交匪紓」の毛傳に「紓

緩也」とあるのを参照。

に「慮難曰謀」とあるのを参照。とあり、注に「問患難」とあるのを参照。また、『説文』とあり、注に「問患難」とあるのを参照。また、『説文』・注の「謀難」については、襄公四年の傳文に「咨難爲謀」

「廣陽國(中略)縣四 薊 故燕國」とあるのを參照。注の「燕國 今薊縣」については、『漢書』地理志下に

夏四月薛伯卒

- た(からである)。 傳はない。(名を書いていないのは)同盟していなかっ
- 死則赴以名 禮也」とあるのを參照。 僖公二十三年の傳文に「不書名 未同盟也 凡諸侯同盟

樂臺于薛

傳はない。「薛」は、魯地である。

六月齊侯來獻戎捷

ずる禮によって(魯に)やって來たから、書いて、過ちは、上にたてまつるという表現である。齊侯が、捷を獻とある〔下の傳文〕。「捷」は、獲〔えもの〕である。「獻」・傳例に「諸侯の間では、俘虜をおくり合うことはしない」

故書以示過」とあるのを参照。 失辭稱獻 失禮遺俘 故因其來辭見自卑也 以其大卑失辭稱獻 失禮遺俘 故因其來辭見自卑也 以其大卑疏に引く『釋例』に「歸者 遺也 獻者 自下奉上之稱疏に引く『釋例』に「歸者 遺也 獻者 自下奉上之稱

日捷」とあるのを参照。また、公羊の何注に「戰所獲物なお、注の「捷 獲也」については、穀梁傳文に「軍得

二十有一年春築享〔莊公三十一年〕

三十有一年春築臺于郎

・ 傳はない。ぜいたくし、しかも、土功の時節ではなかっ

而致用 水・正而栽 日至而畢」とあるのを參照。・二十九年の傳文に「凡土功 龍見而畢務 戒事也 火見

日捷」 とあるのを参照

秋築臺于秦

傳はない。 東平の范縣の西北部に秦亭がある。

冬不雨

僖公三年の傳文に「不日旱 なかったからである。例は、 傳はない。「旱」と書いていないのは、 不爲災也」とある。 僖公三年にある。 災害をもたらさ

則獻于王 王以警于夷

三十一年夏六月齊侯來獻戎捷

非禮也

凡諸侯有四夷之

それによって夷狄をいましめるのである。

中國則否 諸侯不相遺俘

夷狄の俘虜であっても、 おくり合うことはしないのであ

[莊公三十二年]

三十有二年春城小穀

井がある。 「小穀」は、 名 齊の邑である。 (だけ) で通ずるような大都は、 濟北の穀城縣の城中に管仲 國に繋げ

> 齊者 注の後半については、異説として、疏に なお、注の「濟地」の「地」は、 世其禄」とある。 「賈逵云

注に に改める。 「穀 ちなみに、七年「冬夫人姜氏會齊侯于穀」の 齊地 今濟北穀城縣」とある。 諸本に從って、

北

不繫

夏宋公齊侯遇于梁丘

昌邑縣の西南部にあった。 を進めた〔上に置いた〕のである。「梁丘」は、 齊は、宋が會見を請うたことを善としたから、その班序 高平の

下の傳文に「宋公請先見于齊侯」とあるのを參照

秋七月癸巳公子牙卒

下の傳文に「成季使以君命命僖叔待于鍼巫氏 とを責めなかった、からである。 は、公は病氣だったため、公が小斂に臨席しなかったこ んだ〔自殺した〕ため、罪人として報告しなかったから、 「卒」を書くことが出來たのである。日を書いているの 「牙」は、慶父の同母弟の僖叔である。毒酒を飲んで死 使鍼季酖

とあり、 隱公元年「公子益師卒」の傳に「公不與小斂 之(中略)飲之 歸及逵泉而卒」とあるのを参照。また、 注に「禮 卿佐之喪 小斂大斂 君皆親臨之 故不書日」

崇恩厚也」とあるのを**参**照。

八月癸亥公薨于路寢

「路寢」は、

正寢である。

公が薨じた場合は、

いつも

穀梁の范注には「公薨 凶變」とあるのを参照。 注の後半については、 とあり、穀梁傳文に 注の前半については、公羊傳文に その場所を書く。 凶變を詳らかにするためである。 「路寢 疏に引く『釋例』に「詳内事 なお、 皆書其所 正寢也」とあるのを參照。 杜預を襲ったと思われる 「路寢者何 謹凶變」とある。 正寢也 誰·

• 冬十月己未子般卒

注の なかったから、 とあるのを參照。また、『通典』卷第八十〈凶禮〉二に いていないのは、 父未葬也 「子般」は、 王日小童 「春宋桓公卒 「先君未葬 『駮五經異義』 子者 莊公の大子である。先君がまだ葬られてい 公侯日子」とあり、 爵を稱していないのである。「殺」と書 故不稱爵」については、僖公九年の傳 諱んでである。 繋於父之稱也」とあるのを参照 未葬而襄公會諸侯 に「春秋莊三十二年子般卒 注に 一在喪 故日子 凡在喪

公子慶父如齊

「夏公孫茲如牟」の注に「卿非君命不越竟 故奉公命聘・注の「時無君 假赴告之禮而行」については、僖公五年りて〔君の喪を赴告するという名目で〕行ったのである。ようとしたのである。この時(魯には)君がいなかった。ようとしたのである。この時(魯には)君がいなかった。人が味方しなかったから、懼れて齊に行き、援助を求め人が味方しなかったから、懼れて齊に行き、援助を求め

狄伐那

於牟」とあるのを參照

傳はない。「邢」國は、廣平の襄國縣にあった。

• 『漢書』地理志下に「趙國(中略)縣四(中略)襄國

故邢國」とあるのを參照

三十二年春城小穀 爲管仲也。

イス・・こうほことに「ボードなどででする」 Not ためである。 ・ 公は、齊の桓公の徳に感じたから、管仲のために私邑を

則莊公遣人助其役也」とある。 城いたとされている。この點については、『會箋』に「然賴之(注 城穀在莊三十二年)」とあって、齊の桓公が昭公十一年の傳文には「齊桓公城穀而寘管仲焉 至于今昭公十一年の傳文には「齊桓公城穀而寘管仲焉 至于今

- 請會于諸侯
- に報復することを相談しようとしたのである。 楚が鄭を伐ったことは、 二十八年にある。鄭のため
- 二十八年に 「秋荊伐鄭」とある。

宋公請先見于齊侯

夏遇于梁丘

- 秋七月有神降于茎
- 神の聲が人に聞こえたのである。「莘」は、 虢地である。
- 抇. 語 周語上 虢地也」 「有神降於莘」の韋注に とあるのを参照 「有聲象以接人
- 惠王問諸内史過日 是何故也
- 「内史過」は、周の大夫である。
- 僖公十一年の傳文「天王使召武公内史過賜晉侯命」 過」の韋注に「内史 周大夫官也」とあるのを参照 同文がみえる。 また、 桓公二年の傳文「周内史聞之」 なお、『國語』 周大夫 過 周語上 其名也」とあるのを 「王問於內史 の注に の注 内内
- 觀其惡也 國之・興 故有得神以興 明神降之 監其徳也 亦有以亡 • 亡 虞夏商周皆有之 神又降之
- やはり神異があった、 周語上に「昔夏之興也 ということである 融降于崇山 其亡也

- 在牧 鄗」とあるのを参照。 回祿信於耹隧 周之興 也 商之興也 鸑鸞鳴於岐山 なお、疏に「服虔云 **檮杌次於丕山** 其衰也 其亡也 杜伯 虞舜祖考來 別王於
- 鳳皇來儀 百獸率舞」とある。
- 格
- 王日 若之何 對日 以其物享焉 其至之日 亦其物也
- だ物で祭る、ということである。 を尊ぶ、といったように、(それぞれ)その日にちなん って來た場合は、脾を先に祭り、玉は蒼を用い、服は青 「享」は、祭である。 例えば、 (神が) 甲・ 乙の日にや
- 祭先肝 衣黄衣 日壬癸 とあり、 は「其日丙丁 略) 衣青衣 『禮記』月令の春の項に「其日甲乙(中略)祭先脾 (中略) 祭先腎 (中略) 衣黒衣 (中略) 中央の項には「其日戊己 (中略) 祭先心 (中略 服黄玉」とあり、秋の項には「其日庚辛 (中略) 服倉玉」とあるのを參照。 (中略) 衣白衣 祭先肺 服白玉」とあり、冬の項には「其 (中略) 衣朱衣 服玄玉」とある。 なお、夏の項に 服赤玉」 中
- 王從之 内史過往 聞號請命
- 虢が、 聞いたのである。 土田を賜わるという命を、 神に請求している、

ع

- 周語上に 「虢公亦使祝史請土焉」とあるのを參
- 反日 虢必亡矣 虐而聽於神 神居莘六月 虢公使祝應

宋區史器享焉 神賜之土田

である。 大史である。「應」・「區」・「嚚」 「祝」は、大祝である。「宗」は、 は、 宗人である。「史」は、 いづれもみな、名

ある〔ただし、單なる「宗人」はなく、「都宗人」と「家 人」・「大史」は、いづれもみな、『周禮』春官の官名で 「史囂 『國語』晉語二「公拜稽首 虢太史也」とあるのを参照。なお、「大祝」・「宗 覺 召史嚚占之」の韋注に

宗人」とがある〕。

史體日 虢其亡乎 吾聞之 國興 聽於民

政治が民の心に順う、ということである。

神に福を求める、ということである。

。國語』周語上に「不禋於神而求福焉」とあるのを參照

神 徳のある者に味方する、ということである。 聰明正直而壹者也 依人而行

僖公五年の傳文に「臣聞之 故周書日 皇天無親 惟徳是輔」とあるのを參照 鬼神非人實親 惟徳是依

虢多涼徳 其何土之能得

のために傳したのである。 薄である。僖公二年の、 晉が下陽を滅したこ

注の 薄也」については、 昭公四年の傳文「君子作

> 大雅 法於涼· 〈桑柔〉「民之罔極 其敝猶貧」の注に、同文がみえる。 職涼善背」の毛傳に「涼 なお、『詩』

也」とあるのを參照。また、『説文』 に 涼 薄也」と

注の「僖二年晉滅下陽」については、 あるのを参照。

晉師滅下陽」とあり、 注に「下陽 虢邑」とある。 僖公二年に「虞師

初公築臺臨黨氏

書いていないのは、廟に報告しなかったからである。 「黨氏」は、魯の大夫である。臺を築いたことを(經に)

逵· 曰 注の前半については、『史記』魯世家の〈集解〉に「賈 告于廟也」とあるのを参照。 注の後半については、 黨氏 魯大夫 任姓」とあるのを参照。 桓公二年の傳文に「冬公至自唐

見孟任 從之 閟

かったのである。 「孟任」は、 薫氏の女である。 閣 とは、 公に從わな

逵 曰 注の前半については、『史記』魯世家の 黨氏之女」とあるのを参照。

〈集解〉

12

. 賈·

注の後半については、『説文』に 閟 閉門也」 とある

疏に「服虔云 從之 言欲與通也」とある。

- 而以夫人言許之
- 夫人にしてやると約束したのである。
- 異説として、顧炎武『左傳杜解補正』に「以夫人言爲句 『史記』魯世家に「許立爲夫人」とあるのを參照。 公語以立之爲夫人也 許之 孟任許公也」とある。 なお、
- 割臂盟公 う〕である。「梁氏」は、魯の大夫である。「女公子」は、 「雩」とは、天を祭ったのである。「講」は、 生子般焉 講于梁氏 女公子觀之 肄 (なら

子般の妹である。

注の 注の 改める〕については、文公四年の傳文「臣以爲肄業及 而雩」の注に「祭天」とあるのを参照 一講 祭天也」については、 肄也」〔挍勘記に從って、「 桓公五年の傳文 肆」を「肄」に 「龍見

のを参照 公七年の傳文 之也」の注に 「乃講學之」の注に 「肄 習也」とあるのを参照。 講 習也」とある また、 昭

與公盟」とある。 なお、『史記』 魯世家の 〈集解〉 に 「服虔日 割其臂以

- 圉人犖自牆外與之戲
- を言ってからかったのである。 『史記』魯世家の 「圉人」は、馬を養うことをつかさどる者である。 〈集解〉に「服虔日 圉人 掌養馬者 冗談

養馬獨牧之事」とあるのを參照。 **犖其名也」とあるのを參照。また、『周禮』 圉人に** 「使圉人駕」の注に . 「圉人 なお、 養馬者」とあり、 襄公二十七年の 昭公

七年の傳文「馬有圉」の注に「養馬日圉」とあるのも參

子般怒 能投蓋于稷門 使鞭之 公日 不如殺之 是不可鞭 **举有力焉**

照

- た〕、ということである。 りつき、身を轉じて、 の門である。助走して飛び上がって、門の屋根の桷にと 蓋」は、覆〔おおう〕 門の上をおおった である。「稷門」 〔門をとびこえ は、 魯の 南 城
- 注の 炫規過云 門竊出」の注に「雩門 注の「蓋 注の「走而自投・・」については、異説として、疏に「劉 蓋都君咸我績」の趙注に「蓋 矣」の注に、同文がみえる。 當謂投車蓋過於稷門」 「稷門 公言犖有力焉 覆也」については、 魯南城門」については、 魯南城門」とあるのを参照。 とある。また、『水經注』卷二 如杜此説 なお、『孟子』萬章上「謨 覆也」とあるのを参照 成公二年の傳文 勁捷耳 十年の傳文「自 非有力也 「所蓋
- 問後於叔牙 對日 慶父材

十五

〈泗水〉

「服虔日

能投千鈞之重

過門之上也」

- 型の主こ「牙 慶父司母弟」とあるのと参照。また、『むいおろう、自分の同母兄を進めようとしたのであろう。
- 記』魯世家に「叔牙欲立慶父」とあるのを參照。・經の注に「牙 慶父同母弟」とあるのを參照。また、『史
- 問於季友 對曰 臣以死奉般
- うとしたのである。 ・「季友」は、莊公の同母弟である。だから、般を立てよ
- ・「成季」とは、季友のことである。「鍼巫氏」は、魯の氏 公日 郷者牙日 慶父材 成季使以君命命僖叔待于鍼巫
- 「酖」は、鳥の名である。その羽には毒があり、▪ 使鍼季酖之

大夫である。

たして飲むと、死んでしまう。

- 鴆鳥 一曰運日鳥」とある。を参照。なお、『史記』魯世家の〈集解〉に「朖凌曰を参照。なお、『史記』魯世家の〈集解〉に「朖凌曰「名運日 其羽有毒 漬之酒而飲之 立死」とあるの『國語』魯語上「使醫鴆之 不死」の韋注に「鴆 鳥也
- 及達泉而卒 立叔孫氏・曰 飲此 則有後於魯國 不然 死且無後 飲之 歸
- たのである。かったから、後嗣を立ててその祿を世襲することが出來かったから、後嗣を立ててその祿を世襲することが出來「遠泉」は、魯地である。罪によって誅することをしな

あるのを参照。

公羊の何注に

「時世大夫

誅不宣揚

子當繼體如故」

لح

- 喪位についたのである。「次」は、舍〔やどる〕である。八月癸亥公薨于路寢 子般即位 次于黨氏
- 令「日窮于次」の注に「次 舍也」とあるのを参照。僕人之未次」の注に、同文がみえる。なお、『禮記』月注の「次 舍也」については、哀公二十一年の傳文「爲』史記』魯世家に「侍喪 舍于黨氏」とあるのを参照。
- 「共仲」とは、慶父のことである。冬十月己未共仲使圉人犖賊子般于黨氏

酒にひ

- 成季奔陳
- ていたため、史官が書き落としたのである。・出奔したことが(經に)書かれていないのは、國が亂れ
- 情 力不能誅 故避其難出奔」とある。 『史記』魯世家の〈集解〉に「服虔曰 季友内知慶父之
- 立閔公
- ・注の「閔公 莊公庶子」については、閔公二年の傳文にあった。 「閔公」は、莊公の庶子である。この時、年齡は八歳で

一閔公

哀姜之娣叔姜之子也」とあるのを參照

注の「於是年八歳」については、

疏に「哀姜以二十四年

三十二年注云閔公於是年八歳 公不禁」の注に「公即位 歳」とある。なお、閔公二年の傳文「初公傅奪ト齮田 八月始入 娣必與適俱行 年八歳」とあり、疏に 當以二十五年生子 此云即位年八歳者 故云八 「莊公 閔公

> 之年歳 歳 歳 杜知其不可

於此注云公即位時年九歳 傳文不明

言即位者 故於莊公之末注言年八歳 服虔於莊三十二年注云閔公於是年九 僖二年注云閔公死時年九

亦謂初立之年也」とあるのを 以異之

嗣

參照。

子位定於初喪